

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和7年12月8日（月曜日）

午前10時0分開会、午後5時39分散会

（うち休憩 午前10時3分～午前10時3分、午前10時4分～午前10時6分、
午前10時6分～午前11時56分、午前11時58分～午後1時0分、
午後3時6分～午後3時19分、午後5時3分～午後5時4分）

2 場所

第5委員会室

3 出席委員

高橋こうすけ委員長、大久保隆規副委員長、神崎浩之委員、はぎの幸弘委員、
松本雄士委員、関根敏伸委員、佐々木努委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

上原康樹委員

5 事務局職員

高橋担当書記、藤原担当書記、小原併任書記、佐藤併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

（1）医療局

小原医療局長、宮医療局次長、吉田医療局次長、尾形参事兼職員課総括課長、
佐藤医師支援推進室長、久慈参事兼医師支援推進室医師支援推進監、
熊谷経営管理課総括課長、永山医事企画課総括課長、
青砥業務支援課総括課長、菊池業務支援課薬事指導監、
藤原業務支援課看護指導監、高橋医師支援推進室医師支援推進監

（2）環境生活部

中里環境生活部長、内城副部長兼環境生活企画室長、
加藤環境担当技監兼環境保全課総括課長、阿部若者女性協働推進室長、
吉田環境生活企画室企画課長、
千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長、
古澤資源循環推進課総括課長、引屋敷自然保護課総括課長、
木村県民くらしの安全課総括課長、阿部県民くらしの安全課食の安全安心課長、
木村若者女性協働推進室特命参事兼青少年・男女共同参画課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 医療局関係審査

(議案)

議案第21号 県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(2) 環境生活部関係審査

(議案)

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

9 議事の内容

○高橋こうすけ委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

上原康樹委員は療養のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

本日の日程は、審査の都合上、部局及び議案の審査の順番を変更しておりますので、御了承願います。

なお、保健福祉部関係の議案第24号福祉・消費生活関連相談拠点施設(仮称)新築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、議案第25号福祉・消費生活関連相談拠点施設(仮称)新築(電気設備)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第26号福祉・消費生活関連相談拠点施設(仮称)新築(機械設備)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてにつきましては、環境生活部も関係いたしますので、環境生活部及び保健福祉部の関係職員を入室させ、審査を行い、審査が終わった後に執行部職員の入れかえを行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、医療局関係の議案の審査を行います。議案第21号県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の審査方法についてであります。本案につきましては、総務委員会に付託されております議案第10号医療局長及び企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と関連がありますので、会議規則第65条の規則に基づき、総務委員会と協議の上、連合審査会を開いて審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

この際、総務委員会と協議いたしますので、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋こうすけ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま総務委員会から連合審査会の申し入れに応ずる旨の回答がありました。

また、総務委員長から総務委員会に付託されております議案第 10 号医療局長及び企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、会議規則第 65 条の規定に基づき、連合審査会を開いて審査したい旨の申し入れがありました。

お諮りいたします。総務委員長からの申し入れに応ずることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 御異議なしと認めます。よって、総務委員会との連合審査会の開催について、総務委員長からの申し入れに応ずることに決定いたしました。

ただいまの決定を総務委員会に回答いたしますので、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋こうすけ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務委員会におきましても準備が整っておりますので、直ちに当委員会と総務委員会との連合審査会を開会することにいたします。

なお、これに伴う本日の会議の進行についてであります。これから特別委員会室に御移動いただき、連合審査会を行った後、当委員会室に戻りまして討論、採決を行いたいと考えておりますので、御了承願います。

それでは、連合審査会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋こうすけ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に関し、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○神崎浩之委員 ただいまの合同審査のやり取りを見ても、まだまだ不明確な点があるため、継続して審査をするべきだと意見を申し上げます。

○高橋こうすけ委員長 ただいま本案については、継続審査との意見がありました。

まず、継続審査について採決を行います。

本案は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋こうすけ委員長 起立全員であります。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋こうすけ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部からNHK放送受信契約に係る未契約事案についてほか 1 件について発言を求められておりますので、これを許します。

○熊谷経営管理課総括課長 NHK放送受信契約に係る未契約事案につきまして御報告いたします。

お手元の資料ナンバー 1 の資料をごらん願います。全国の自治体におけるNHK放送受信料の未契約報道を受けまして調査を実施した結果、医療局において未契約となっている機器が確認されましたので、御報告いたします。

医療局の本庁及び県立病院、地域診療センターが所有する全ての公用車カーナビゲーションシステムやテレビ等を調査しましたところ、受信機の設置台数は全体で 622 台でありまして、うち 393 台について未契約でありました。この 393 台は、テレビ等の単純な台数でございまして、例えば透析室などのように一つの部屋に患者のベッドサイドごとに数十台の受信機が設置されている場合も多数あります。そうした場合につきましては、まとめて 1 契約とするというNHKの規定もありますので、現在その適用等についてNHKと調整中でありまして、今後、台数が変動することを御了承いただきたいと思います。

未契約の主な原因は、外来室や病棟、透析室などに設置した機器につきまして契約がされていなかったものでありますとか、カーナビゲーションシステム等につきましてテレビ受信機能を有していることの認識が低く、また受信契約が必要との認識がなかったことによります。

今後につきましては、未契約が確定した受信契約につきまして、速やかに契約事務を進めるとともに、NHKとの間で必要な受信契約数を確定し、支払い手続に向けた調整を進めてまいります。なお、次ページには、県庁全体の調査結果を添付しております。ナンバー 1 の説明は以上でございます。

続きまして、ナンバー 2 の県立病院の経営状況について御説明いたします。ナンバー 2 の県立病院の経営状況の概要をお開き願います。2 ページでございます。県立病院の経営状況は、給与改定を踏まえた今年度の収支見込みを御報告するとともに、特に近年経営環境が悪化しております急性期病院の現況、状況につきましてあわせて御説明いたします。

2 ページをお開きください。県立病院においては、年度当初から病院に求められるニーズに対応しながら患者確保を進めておりまして、9 月末までの上半期につきまして昨年度比 16 億円余りの入院収益の増収を図ったほか、経費の効率的な執行等に努め、医業損益ベースで 12 億円余りの改善となっております。

3 ページをお開き願います。本 12 月定例会に給与改定に関する条例——医療局企業職員給与規程で準用する一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案が提案さ

れておりまして、今般の給与改定に伴い、県立病院においては左下の枠囲みのおり 28 億円余りの追加費用を見込んでいます。

4 ページをお開き願います。今年度の収支は、先ほどごらんいただきました給与改定による給与費増を織り込み、現時点で 67 億円ほどの赤字を見込んでおります。今回の収支見込みは、下半期以降も高い入院患者数で推移することを条件としておりまして、引き続き昨年度決算から改善するよう、病院一丸となって取り組んでまいります。なお、現時点で国の補正予算対応分については、その詳細や交付時期が不透明なことから、収益見込みには反映させておりません。

赤字の内訳といたしましては、右の表に記載のとおり、急性期を扱う基幹病院の割合が約 7 割と大きくなっておりまして、特にこの傾向が短い期間で進行してきておりますことから、急性期医療に対する診療報酬が効果的に機能していないものと考えております。

次のページ以降で急性期病院の現状と診療報酬の状況について御報告いたします。6 ページをお開き願います。医療の高度化や働き方改革に伴い、特に急性期病院においては人員の増や高度管理医療機器の整備を進めておりますが、こうした高度医療に対する診療報酬の評価が不十分なところに物価高騰や人件費増等が重なりまして、経営が急激に悪化しているものと分析しております。下段の項目ごとに詳細を御説明してまいります。

7 ページをお開き願います。高度医療の進展や働き方改革の対応による職員数の推移です。地域病院では、医師数の増減が見られず、また看護師については病棟削減等も行っており、1 病院当たり 4 人ほど減少しているのに対しまして、例えばセンター病院である県立中央病院の例では令和元年度から 5 年間で医師が 25 人、看護師は 32 人の増員を行っております。急性期病院におきまして、給与改定の影響をより強く受けることとなります。

8 ページをごらん願います。医薬品の費用の推移です。患者数は、コロナ禍前から減少している一方で、医薬品費は右肩上がりになっておりまして、特に青の棒グラフで示しますのは、単価が 10 万円以上の高額医薬品の費用であります。この割合が年々大きくなっておりまして、医療の高度化と物価高騰の影響を受けております。

9 ページをお開き願います。高額医薬品の使用の一例をお示ししています。左上の囲みに、外来化学療法の 1 回当たりの収益と材料費の関係を掲載しております。左側、赤字で外来化学療法と記載している欄でございます。キイトルーダを用いた抗がん剤治療の例でございますけれども、診療報酬 44 万円のうち薬品使用に対する報酬評価は 42 万 8,900 円と大宗を占めておりまして、実質的な病院収入は右に記載のとおり 1 万円ほどです。この中から使用器具代でありますとか、医師や薬剤師、看護師の経費を賄っていくことになります。抗がん剤治療は、患者様にとって有益なものでありまして、高度医療の一端でございますけれども、病院経営の面から申し上げますと収益のほとんどを薬品代に費やす構造でございまして、数をこなしても経営改善にはつながらない内容になっています。

10 ページをお開き願います。治療に用いる材料には、ペースメーカーでありますとか人工骨といった特定保険材料やマスクや手袋といった一般材料がございますけれども、診

療報酬評価が大きく増加しない中で、いずれも年々増加している状況にあります。

11 ページをお開き願います。医療技術の高度化の収益構造の例といたしまして、これは大腸がんの手術を腹腔鏡手術で行う場合とロボットを用いた場合の変化をお示ししています。左にありますように、いずれの治療方法の場合も、診療報酬に対する技術点数は同一の 59 万 5,000 円であります。一方、ダヴィンチ手術の場合はロボットアーム等の消耗品代が高く、県立病院では多くのダヴィンチ手術で赤字を余儀なくされております。泌尿器系手術の一部にロボット加算は採用されておりますけれども、多くの外科系手術には特別の加算がなく、医療技術に対する適正な評価が必要と考えております。

12 ページをお開き願います。こちらは、大動脈弁の置きかえ手術の例でございます。同様に左のグラフをごらん願います。比較いたしますと、外科的に開胸手術——胸を開く手術を行った場合と、内科的にカテーテルを用いた手術では、医師の技術料等に対する評価が大きく異なっております。1 手術当たりで得られる診療報酬全体は、棒グラフの高さが示しますように、カテーテル手術のほうが高くなっておりますけれども、そのほとんどは材料費代でありまして、医師の技術料等に対する診療報酬は開胸手術の場合の 3 分の 1 ほどと低く設定されており、費用を賄えていない現状にあります。また、カテーテル手術の場合につきましては、患者の体への負担が少ないため、平均在院日数につきましても開胸手術と比べまして 25 日から 14 日と短く、結果として術後の入院料収入が少ないことから、収益構造が悪くなっております。医療技術に対する診療報酬の適正な評価が不可欠と考えているところでございます。

13 ページをお開き願います。治療に用いる診療材料や薬品につきまして、診療報酬で得られる収入の中で賄えない状況が発生しているということでございます。右上のほうに、大変小さくて恐縮ですが、赤囲みした部分は毎年の薬価を含む診療報酬改定率の部分です。こちらは毎年マイナス改定が続いています。物価高騰で病院が支払う代金は上がる一方、報酬評価は下がり続けておりまして、報酬で得られる収入より病院が高値で買わざるを得ない、いわゆる逆ざやや製品がふえ続けております。県立病院では、昨年度 2.8 億円を超える逆ざやが生じておりまして、物価変動に合わせ、適切な保険償還価格の算定が必要があります。

14 ページ、15 ページ、この 2 ページにつきましては、県立病院の役割の一つであります救急医療や周産期医療における収益構造をお示ししています。こちらは、不採算医療ということで、一般会計繰入金負担の下、行っている医療分野でございますけれども、例えば救急医療では 14 ページの右側のとおり、令和元年度からの 5 年間で 1.9 億円ほど悪化し、15 億円ほどの赤字分野となっております。このデータは、救命救急センターを設置しております県立中央病院や県立久慈病院、県立大船渡病院の 3 病院を除く 6 つの基幹病院のデータになります。同様に周産期医療につきましては、15 ページの右側の表のとおりでございます。働き方改革に伴う産科医等の増員で給与費や経費がふえる一方、分娩数は 2,890 件ありました令和元年度から、令和 6 年度は 1,860 件——約 1,000 件減少して

おりまして、入院収益等が大きく低下している分野であります。この間、繰入金等は一定の単価増によりまして6,000万円ほどふえておりますけれども、分娩数の減少による収益減を補う規模にはなっておりませんで、県立病院7施設で約30億円の赤字となっております。救急医療や周産期医療につきましては、以前から単体では赤字部門でありまして、これまで病院全体の医業収益でカバーしてまいりましたけれども、現下の診療報酬体系におきましては、その構造は限界を迎えていると考えております。

16 ページをお開き願います。こちらは、給食業務における収益構造です。急性期に限らず県立病院20病院を合わせた内容でございますので、御了承いただきたいと思います。入院時の食事療養費につきましては、左下の赤いグラフが示すとおり、1食当たり690円とされておりますけれども、物価高騰でありますとか人件費増の影響を大きく受けておりまして、県立病院では1食当たり900円を超える経費がかかっています。総収支で見ますと右側のとおりでございます。給食業務分野におきまして約7.5億円の赤字となっております。物価高騰に応じました入院時食事療養費の適正な引き上げが必要と考えております。

17 ページをお開き願います。17 ページは、令和6年度の診療報酬改定が基幹病院の報酬にどのように作用したかを表したものです。青字でR6診療報酬改定と書かれた囲みの部分をごらんいただきたいと思います。令和6年度の診療報酬改定は本体部分で0.88%のプラス改定でございましたけれども、そのうち0.61%は給与改定に充当するためのベースアップ評価料とされておまして、それを除く部分は0.27%と限られております。この改定内容が急性期病院にどのようにはねたかを表したものが右側の折れ線グラフになります。青い折れ線グラフは、材料費を除きました実質的な入院単価の推移であります。この推移を令和4年の改定時と昨年——令和6年の改定時で比較した場合ですけれども、令和4年時では基幹病院の平均入院単価は1,974円上昇しておりまして、約3.9%の伸びでありました。一方、昨年度の報酬改定時には、青の折れ線グラフは角度が緩やかになっておりまして、特に充当先が決まっておりますベースアップ評価料の影響を除く実質的な入院単価の伸びは赤い折れ線グラフのとおりであります。診療報酬改定の伸びは305円——0.6%の増となっております。この0.6%——305円の中で、左下にありますような材料費3.5%の伸びや経費4.3%の伸びを補わなければならないという仕組みでありまして、医療提供を継続していくために診療報酬の大幅な増加が必要と考えているところでございます。

18 ページをお開き願います。先ほどごらんいただきました令和6年の診療報酬改定の大宗を占めますベースアップ評価料はどのように機能しているかということをお示したものです。こちらも給食と同様、回復期を含めました県立病院全体の資料になります。今年度の給与改定予定額28億円余りに対しまして、得られるベースアップ評価料は下段のイメージ図のとおり8.8億円でありまして、ここで20億円のギャップが生じる見込みです。また、昨年の給与改定では、県立病院全体で30億円の影響がありましたけれども、

既に発射台として上がりました 30 億円分については既往の収入で賄うこととされております。この 2 年間の給与改定で、報酬との関係で言いますと 50 億円ほどのギャップが見込まれている状況でございます。

19 ページをお開き願います。以上、御説明いたしました理由によりまして、急性期病院の経営環境が急速に悪化しておりまして、医療局といたしましては、患者確保や経費の効率的執行に全力を挙げておりますけれども、今年度もなお、冒頭申し上げましたように、現時点で 60 億を超える赤字を見込まざるを得ない状況になっております。

20 ページ下段のとおり、今回、県立病院、特に急性期病院の現状を御説明しておりますけれども、下段に記載のとおり、病院を取り巻く 6 病院団体でありますとか国立大学病院におきましても、同様に危機的状況が訴えられております。昨年来の巨額な赤字に関しましては、我々の努力不足もさることながら、構造的な問題が大きいと考えておりまして、高度医療技術への確実な報酬評価をはじめ、昨今の物価高騰、人件費増への対応も含めた対応が不可欠と考えております。

最後のページになります。県立病院といたしましては、引き続き全職員挙げた経営改善に努めながら、ここに示す内容につきまして公益社団法人全国自治体病院協議会等とも連携して訴えてまいりたいと考えております。

資料ナンバー 2、収支見込み等の説明につきましては以上でございます。

○高橋こうすけ委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○はぎの幸弘委員 今回の説明を聞くと、構造的に非常に危機的だと思います。少し何とかしなければならぬという思いを持ったところです。

これらは構造的な、かなり自助努力では何ともならないような状況ですけれども、国のいわゆる診療報酬についてはどのような動きをしているのか、その辺の状況把握の実態をお知らせください。

○熊谷経営管理課総括課長 ただいま御説明しました資料の最後のページには、物価高騰や最低賃金の上昇等に対応した診療報酬の改定等につきまして厚生労働省へ、あるいは診療報酬で対応し切れない部分については地方財政措置による拡充が必要だということは常々訴えてまいりました。また、今回の一連の資料につきましては、事前に全国自治体病院協議会にも御説明しておりまして、先々月末の学会等でも使用されておりますほか、また中央社会保険医療協議会のメンバーである全国自治体病院協議会に 12 月から入った副会長が、このような数字を用いて診療報酬の適切な改定について訴えていくということをおっしゃっていらして、引き続き我々としてもこのような団体を通じるとともに、全国知事会等も含めまして幅広く訴えてまいりたいと考えております。

○はぎの幸弘委員 実際に改定が効果的なものにならない限りは、出血がどんどん続いていく。特に冒頭で急性期医療の部分が危機的だというお話を受けましたけれども、その部分について緊急的かというと、今すぐにでも、例えば極端に言えば受け付けないとか、方向転換するとか、そのようなことになると県民も非常に大変なことになると思いますの

で、なかなかそうはいかない。さりとて数十億円にわたる膨大な赤字が今後もふえると思うと、ただ単に国に要望してどうにかしてほしいだけでは少し駄目なのではないかという気はするのですが、その点はどのように受け止め、把握して行おうとしているのですか。

○熊谷経営管理課総括課長 単に要望していくだけでは駄目だということは我々も重々承知しておりまして、まずは自助努力としてできることはあらゆることをやっています。経営改善について、全職員を挙げて取り組んでいるところです。また、令和7年度——今年度から始まっております新しい経営計画におきましては、例えば基幹病院につきましても、これまでは全く同じような流れをつくって同じような機材をそろえるといったことをしてきたわけですが、機能を分化して、20 病院のネットワークの中で役割を分担しながらやっていくという方針を打ち出しておりまして、機能分化と連携強化の大きな病院の方向性の中で自助努力をしっかりと続けてまいりたいと思っています。

また、今般国の補正予算におきましては、やはり急性期病院の窮状につきまして一定の支援策を打ち出してきております。国においてもあらゆる議論がなされていると承知しておりますので、あらゆる機会を通じまして現状を訴えてまいりたいと思います。

○はぎの幸弘委員 わかりました。今の御答弁の部分で、病院の使命というか性質によって、いわゆる赤字である、あるいは、そうであればリスク分散をする必要があるのかと思い、そのような動きの御答弁だと受け止めたのですが、それはもう行われているのか、これから行おうとしているのか、その辺の状況はどうでしょうか。

○熊谷経営管理課総括課長 先ほど御答弁いたしましたとおり、新しい経営計画につきましては、今年度からスタートしておりまして、早速ではございますけれども、医療機能の集約に手をつけ始めたところであります。例えば高度機能をより強くするところとして、例えば県立中央病院などに新しい医療を取り入れるでありますとか、その一方、他の病院から高度医療機器については更新時にそれは更新せずに集約するといった取り組みを進めてまいりたいと思っています。

○大久保隆規委員 先ほど経営状況について御丁寧な御説明がございましたけれども、厳しい経営環境のもとで最大限御努力いただいている医療局の取り組みに対して、まずは敬意を表したいと思います。そこで、まず私は県立釜石病院についてお尋ねさせていただきたいと思います。

まず1番目に、産後ケアについてでございます。周産期医療については、県立大船渡病院に集約するという形になっておりまして、県立釜石病院は産後ケアを行っているということでございます。釜石市では民間のNPO法人まんまるママいわても産後ケアを行っており、こちらは原則第1、第2水曜日ということで月に2日。県立釜石病院は、基本的には月、金曜日の10時からということで週に5日なのですが、実際の運用面でどうなっているかということ、利用者の方及び利用者のサポートをしている方々から、実態としては、週5日とはいえ、週2日程度の対応が余儀なくされているということです。利用者としてはすぐ予約がいっぱいになって、実質には産後ケアがなかなか思うように受けられ

ない状況にあるというような相談を受けている状況でございます。その辺に関しまして、現状を把握されていらっしゃるのか、お示しいただきたいと思います。

○永山医事企画課総括課長 県立釜石病院の産後ケアについてでございますが、助産師につきましては、病棟における看護業務や夜勤も担っているところでございまして、助産師が日中勤務の日に利用者と日程調整をしながら、週 2 日程度実施していたところでございます。日程調整の上では、特段お断りはしていない状況ではございますが、釜石市からの予約枠増加の要望を踏まえまして、令和 7 年 11 月から予約枠を週 3 日にふやしたところでございます。今後につきましても、地域のニーズに応えられるよう引き続き検討してまいります。

○大久保隆規委員 週 2 日から、先月から週 3 回という形になったということですが、恐らく助産師の資格を持っている看護師は数に限りがあるのだと思います。また、病院ですから 24 時間回しているわけで、シフト上の問題もあって、助産師の資格を持っている看護師が、理想では週 5 日間の対応ができるほど人手の手当てが実態としてはできていないということなのだと思います。結果的に週 3 日であれ 2 日で、すぐ埋まってしまうということで、なかなか受けられないというようなことでお困りの方々もいらっしゃると思います。

そこで助産師の教育というものは、これは自己研さん、自己負担が原則なわけですし、全員が全員、看護師がみんな助産師の資格を持っているわけではないと思うのですが、その辺のところを何とか支援していただくようにして、やはり助産師の数を県立病院として確保していく必要がこれからはあるのではないかと思います。なかなか実態として 2 人体制を組めない、実質ワンオペになっているということで、今のような、いわゆるサービス提供体制が余儀なくされているわけでございますので、その辺、今後に向けて、より助産師の確保に向けた自己研さん、自己負担に対する御支援といったところをぜひ御検討していただきたいということを御要望しておきたいと思います。

続きまして、同じく県立釜石病院でございますが、岩手県立病院等の経営計画(2025～2030)——今年度から 6 カ年の計画でございますけれども、県立釜石病院が建てかえということが位置づけられているわけでございまして、この釜石病院の建てかえスケジュールにつきましては昨年の予算特別委員会で私から取り上げさせていただいて、医療局からは経営計画期間の前半の 3 年間で設計、後半の 3 年間で整備に向けて取り組んでいきたいというような答弁をいただいていた次第でございます。

そこで、計画前半の 3 年間というと今年度から来年度、そして再来年度の 3 年間といったところが、いわゆるこの設計に当たる期間になるということと思うのですが、現在の取り組みの状況についてお伺いしたいと思います。

○熊谷経営管理課総括課長 県立釜石病院につきましては、昭和 52 年の整備から 48 年が経過しておりまして、20 ある県立病院の中で最も古く、劣化が著しいということで、経営計画におきまして県立遠野病院とともに優先的に建てかえ整備するということを表明

しております。

医療局といたしましては、老朽化による傷みがより著しい県立釜石病院の整備を最優先と考えておりまして、来年度中の基本設計の着手に向けまして、予算計上も含め、現在局内で調整を進めているところでございます。

○大久保隆規委員 県立釜石病院の建てかえ——実に老朽化しているということもありまして、新しくなる病院、そのようなところも地元の利用者の方々是非常に強く望んでいるところでございます。医療局といたしましては、今の取り組みを重ねていった上で、新病院の稼働について、大体いつ頃というように見通されているのか、その辺のところをお示しいただきたいと思います。

○熊谷経営管理課総括課長 新病院の稼働時期についてでありますけれども、全国的な物価高騰でありますとか、人件費高騰の影響もございますので、入札不調等も多数発生しております。明確な時期をお答えするのは難しい状況ではございますけれども、現時点の見込みといたしましては基本設計と大規模事業評価、こちらに2年程度を要しまして、その後の実施設計、工事に4年程度と考えております。仮に来年度に基本設計に着手できれば、その後の工程が順調に推移した場合で、令和14年頃の稼働を見込んでいるところでございます。引き続き、早期稼働に向けまして、事業の円滑な推進に努めてまいります。

○大久保隆規委員 釜石市も基幹産業の大幅な合理化以来、人口は約10万人いたところが約3万人になったということで、3分の1以下になっています。そういう大きな流れの中で、そもそも総合病院は3つありました。市が経営する病院、そしてあと、いわゆる基幹産業そのものが経営する新日本製鐵株式会社釜石製鐵所附属病院、そして県立病院と3つあったのでございますけれども、現況、市立釜石市民病院はもうなくなり、そして新日本製鐵株式会社釜石製鐵所附属病院も医療法人による運営となり、総合病院としての機能は著しく低下しているという状況でございまして、釜石医療圏の中の唯一の総合病院が県立釜石病院になるわけでございます。そのようなところで、老朽化を経まして新しくなる病院について、市民からの期待も非常に大きいものがございまして、ぜひ早期の稼働に向けて、全力で今後とも御努力いただきますようお願いして終わります。

○佐々木努委員 県立病院の入院環境について、質疑させていただきます。

誰も病院に入院したくはないわけでありまして、入院してしまったというときに、やはり入院環境というのは良好なものでなければならないはずであります。入院患者が入院中に気づかれたさまざまなことについての御意見というのは、どのように病院として、医療局として吸い上げているか、そしてどのような意見が多いのか、その改善についてはどのような形で図られているのかを教えてください。

○青砥業務支援課総括課長 患者からの御意見、要望についての対応でございますが、県立病院職員へ直接お話しいただくということもございまして、あと県立病院内にふれあいポストを設置しておりまして、幅広く患者の声を聞く体制を取っているところでございます。いただいた御意見、御提言の内容につきましては、患者のサービス向上及び病院の

管理運営に反映させるために、関係職員で共有し、適宜対応しているところでございます。なお、ふれあいポストに寄せられる意見、要望につきましては、やはり苦情に関するものが最も多く、診療内容、それから設備に関するものについても多く寄せられているところでございます。いただいた意見につきましては、関係職員で共有した上で、個人名が特定されるものは少し別ですが、そうでないものについては改善内容につきまして院内の掲示板で開示して、来院者の方にもわかるような形で周知しているところでございます。

○佐々木努委員 わかりました。適切に対応していただいているというようにも取れるわけでありますけれども、例えば看護師、あるいは医師、職員に対する不満というようなものは共有しながら改善をしていくということは容易にできると思いますけれども、問題はお金のかかるものをどうしていくかということなのです。これはある一例で、私に相談というか、御意見いただいたものでありますが、ある基幹病院に入院した際に、カーテンがぼろぼろで、いつ取りかえたかわからないようなカーテンの部屋で1週間、2週間過ごしたということで、かなり不快な思いをされた。私も多分医療局はこのような経営状況なので、予算もなかなかなくて、そういうところまでお金が回らないのかもしれないというような話はしましたけれども、快適に入院していただく際に、やはり病室の中のさまざまな部分については衛生的であってほしいし、このような苦情が出ないような形で、ふだんから気をつけていただきたいと思うのですが、その辺の対応についてはどのように考えていらっしゃるのか、お聞きます。

○青砥業務支援課総括課長 いただきました要望に対しましては、やはり予算がかかるもの、またかけずとも改善できるものと、さまざまございまして、予算をかけずにやれるものについては順次改善を進めているところでございます。予算がかかるものにつきましては、優先順位をつけながらやっていくというような対応をしております。患者の療養関係についてはかなり大切なものとの認識は持っておりますので、その辺りの共有を図りながら、快適な環境生活について整備してまいりたいと考えているところでございます。

○佐々木努委員 私も言いづらいのですが、そのような意見もあるということで、点検をしっかりといただいて、少ない予算の中で優先的に改善しなければならないところは改善していただきたいと思います。

次に、給食業務についてお伺いいたします。先ほど熊谷経営管理課総括課長の説明にもありましたが、7.5億円の赤字を出してしまっていることで、食べるものですから、これは仕方がないという考え方もあると思うのですが、やはり経営改善計画の中でも給食業務については見直しを行っていく方針でありますので、私もぜひそれは切り込んでいただきたいと思います。今、沿岸地域の病院の中で業務委託が始まっているということで、これは取り組みの一環だということで非常に評価しているわけでありますけれども、業務委託についての現状、どのような形になっているのかということと、その効果についてお伺いします。

○青砥業務支援課総括課長 県立病院の給食業務についてでございますが、先ほど熊谷

経営管理課総括課長から説明がありましたとおり、入院患者数の減少、それから物価高騰の影響を受けておりまして、栄養管理部門の収支の状況については費用が収益を上回る状況が続いているところでございます。現経営計画におきまして、提供食数の減少、それから給食業務従事者の不足に対応しながら、安定的かつ効率的に給食業務を継続していくために、県立大槌病院、県立山田病院で導入している院内調理施設を活用した給食提供方法へ来年度以降、順次移行していくこととしているところでございます。導入に係る効果につきましては、院内調理方式の導入によりまして、材料費、それから給食等の経費については増加が見込まれる一方、業務内容の適正化、見直しを図りまして、増加を最小限に抑えながら、委託から県立病院職員への作業の切りかえによりまして委託料は縮減すると見込んでおりまして、なるべく費用の増加分を抑えていく計画で考えているところでございます。

○佐々木努委員 今後、多分県立大槌病院、県立山田病院以外の県立病院も調理師の不足とか、さまざま——原価の高騰とか、そういうものでますます環境、状況は悪くなると思いますので、私は民間にお願いできるところは積極的にお願いしてもらい、スリム化をしながら経費を縮減していただきたい。これは、病院の中において既得権を含めて、いろいろな状況になっているとは思うのですけれども、最終的には民間に委託をして経費を縮減しながら、さらに民間には頑張ってもらって、おいしい給食を提供していただく。いい循環をつくるためにも、積極的にやってほしいと思います。本当に医療局が大変なので、これは急いでやっていただければと思います。その辺を申し上げて、終わりたいと思います。

○吉田敬子委員 私からは、県立病院における院内助産、助産師外来、産後ケアについてお伺いしたいと思います。

院内助産、助産師外来、産後ケアは、産科医の不足に伴うところも、医師だけでなく助産師にも周産期医療をできる限り担ってもらうことを含めた意味も県立病院ではあるかと思いますが、全般的なところをまずお伺いしたいと思います。

院内助産、助産師外来、産後ケア、それぞれこれまでも取り上げてきましたけれども、そのようなところについて県立病院では重点的に力を入れて、やはり分散——医師だけに偏るのではなくて、助産師にもしっかり担っていただくという方向であったと私は認識しているのですが、これまでの取り組み状況と課題、今後の方向性について少しお伺いしたいと思います。

○青砥業務支援課総括課長 まず、院内助産、それから助産師外来のこれまでの取り組み状況と課題、今後の方向についてでございますが、助産師が主体となりまして正常分娩を取り扱う院内助産については、県立大船渡病院、県立宮古病院、県立久慈病院の3県立病院において実施しているところでございます。また、経過が安定している妊産褥婦を対象とする助産師外来につきましては、大船渡、宮古、久慈に加えまして、磐井、中部、二戸の6県立病院において実施しているところでございます。分娩件数の減少によりまして、

実務経験が豊富な助産師の配置と人材育成が課題というように認識しております。他の県立病院で実務に携わる助産師出向システムや人事交流によりまして、高度なスキルを持つ助産師の配置に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

院内助産、それから助産師外来の実施に当たりましては、医師の体制や助産師の配置、育成状況を踏まえながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○永山医事企画課総括課長 続きまして、産後ケアについてでございますが、地域のニーズに応えまして、県立釜石病院、県立二戸病院及び県立大船渡病院で実施しているところでございます。課題としましては、限られた人員体制の中で、夜勤などの体制を維持しながら、どのように産後ケアを実施するか、また産後ケアを院内で実施する場合の施設の整備などと考えております。

今後の方向性につきましては、産後ケアを実施するに当たりまして課題はありますが、地域のニーズに対応できるよう引き続き検討してまいります。

○吉田敬子委員 院内助産、助産師外来、産後ケアともに、基本的にはできるだけ地域のニーズに合わせて拡充していこうという方向を確認できました。ただ人材確保、施設整備が課題というのはそのとおりだと思っております。先ほど大久保隆規委員が県立釜石病院のところで少し触れられていたので、確認させていただきたいのですが、週2日を週3日にふやしたということで、それは今、助産師の人数の体制が変わらずに週2日を3日にしたということか、その辺を確認させてください。

○永山医事企画課総括課長 助産師の人数的には、そのまま4人の体制で変わらないところでございます。ただ、病棟に配置された助産師を外来に配置しまして、それにより回数増に対応したということでございます。

○吉田敬子委員 人数的には4名ということで、変わらないというので、何とかシフトとか、配置で対応しているということだと思います。私も県立釜石病院の産後ケアを担っている看護師に今年の1月、2月頃にお伺いしたときに、直接お話を聞きまして、夜間とか、そのような看護業務を担っている中で、助産業務に専念したいけれども、少しできない環境があるということでした。今回、週3日にふえたということで、産後ケアを受ける側としてはすごくありがたいと思うのですけれども、やはり病院の中の助産師の大変な環境をすごく気にかけているわけです。先ほどの答弁からは看護と夜勤を兼務している助産師は夜間も看護を担っているということですが、それは県立釜石病院に限らず県立病院の助産師の仕事の仕方として、基本的に夜間の看護を兼務で行われているのかどうか、少し確認させてください。

○尾形参事兼職員課総括課長 助産師の配置状況についてでございますけれども、県立病院では分娩室を検証しているということで、産婦人科を有する病院においても、産婦人科のみの単科で運用している病棟はございません。助産師も産婦人科以外のその他の科も含めて看護業務を行うということを基本として配置しております。

○吉田敬子委員 これから産後ケアだけではなく、院内助産や助産師外来も含めてです

けれども、助産師を最大限に発揮していただく環境をつくっていく中で、県立釜石病院に伺ったときは、せめて4人のうち1人でも産後ケアを専任としてやれる環境に配置できないものかと雑談の中でありまして、これから助産師に産後ケアを担っていただく中で、そういったモデル的なものも考えていかなければいけないと思っているので、御所見をお伺いしたい。あと県立釜石病院だけではなくて、例えばほかの病院であっても助産師がほかの科の患者のケアもしながら、助産師のモチベーションを保っていくのがすごく難しい状況にあるということも、ほかの県立病院の先生方からもお話を伺っています。そのような意味でも産後ケアという部分に、なかなかそれだけに配置というのは難しいかもしれないのですが、そのようなことについて少し御所見をお伺いできればと思います。

○尾形参事兼職員課総括課長 産後ケア専任の助産師配置に関する考え方についてです。現在、県立病院では、地域に産後ケアを実施する医療機関がないなど、地域のニーズに応じまして、限られた人員の中で診療に影響しない形で産後ケアを実施しているところでございます。県立病院の分娩件数は減少傾向ですが、限られた人員の中で安全、安心な分娩体制の維持に努めているところでございまして、現時点では産後ケア専任の助産師配置は行っていないということでございます。県立病院における助産師の産後ケアの関わりについては、助産師の業務状況、それから地域の産後ケアのニーズも踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと思います。

また、助産師のモチベーションというお話がございましたけれども、やはり助産師業務の一つに産後ケアということもございますので、一つのモチベーションということにはなっているのだろうと考えております。助産師としての役割発揮、それからモチベーション維持のためにも、産後ケアの充実ということは一定の意義があるものと考えておりまして、現状、各地域におきます産後ケアのニーズを踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○吉田敬子委員 モチベーションの部分でも評価をいただいて、大変ありがとうございます。県立病院だけではなくて、一般的な分娩施設で入院日数自体も出産して、大体5日くらいで退院しなければいけない現状で、前は例えば7日とか入院できたところを、一気に退院までの日数が短くなったことによって、昔と比べて核家族であって、社会に出ていきなり孤立——いろいろなことが何も聞けないまま、急にすぐ、母乳ケアだとか、いろいろなことを、本当にそのような余裕がないままうちに帰るという現状の中で、やはり助産師ももっともっと母子のケアに携わりたいという方々もいらっしゃるかと思います。入院日数が減少している中で周産期の部分だけですけれども、県立病院においても、そのような課題感、課題認識としてどのように捉えているかをお伺いします。入院日数が減っているということとか、核家族化によって、今子育ての孤立とよく言われるのですけれども、頼る先がなかったという現況を県立病院としてどのように認識しているか、少しお伺いできればと思います。

○永山医事企画課総括課長 まず、妊婦のお産に関する日数が短くなってきていることに関しましては、我々もそのような不安のある方には率直におっしゃっていただいて、そ

れに対する看護指導なり、そのようなところは十分行って退院していただくというのは非常に大事なことであり、思っております。そのような点につきましては、きちんと妊婦に寄り添いながら御説明して、退院日を決めていくことが大事だろうと思っております。

核家族——そのような孤立する妊産婦以外の方でも、やはり自宅退院なさっても、誰も頼る人がいないといったところもあるかと思いますが、そのような方に対しましては医療相談等、相談窓口もございますので、在宅あるいは施設なり、そのようなところで退院後のきめ細やかな支援をしていきたいと考えております。

○吉田敬子委員 県立釜石病院の産後ケアを受けられた方が病院で——これは悪いことではなくて——病院の先生方は皆さんお忙しそうだから、いろいろ少し不安や相談があっても、声をかけるのにちゅうちょする。気づくと、もう退院の日になっていて、やっと産後ケアで県立釜石病院に来て助産師とゆっくりお話ができて本当によかったというのを、偶然いらっしゃったお母さんから涙ながらにお話を聞きました。そのようなこともぜひ県立病院に、医療局にはしっかり認識していただきたいし、入院日数が今、減っているという現状で、そのようなお母さんたちは相談も実はできない環境にあることもお伝えしておきたいと思っております。

今回、岩手県市長会から県に対する要望の中に産後ケアが入っておりまして、ここに全ての岩手県立病院において産後ケアを実施してほしいということも、今回新たに結構具体的に書かれているわけです。一般質問のときに県立中央病院について取り上げさせていただきましたが、盛岡広域圏でもなかなか予約待ちの状況の中で、何とか県立中央病院でやっていけたらいいという思いがあるわけですが、県立中央病院における産後ケアというのは、医療局ではどのように把握されているかお伺いします。

○永山医事企画課総括課長 県立中央病院の産後ケアの実施につきましては、まず県立病院全体の話ですと分娩件数は減少傾向にあります。県立中央病院も減少傾向にあります。その中で限られた人員のもとに夜勤などの体制維持に努めているところでございます。医療局としましては、県立病院における産科医療体制を維持していくために、県立中央病院をはじめとした県立病院全体の分娩件数等の状況も踏まえながら、助産師の配置を検討していく必要があると考えております。産後ケアの実施については、今後の助産師の確保等の状況を見ながら、全体で検討していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 なかなかそのとおり、いろいろ人も体制もということなので、ぜひ引き続き検討していただきたいと思います。最後にきょう御報告いただいた資料の 15 ページに周産期医療の部分が触れられておりまして、こちらは構造的にはもう限界を迎えているということと、集約が困難であるということでもありますけれども、これを踏まえて、現状はここにそのとおり書かれているのですが、ここの部分について、このようなところを取り組んでいきたいという方向性を少しお示しいただけたらと思っております。7施設で 30 億円赤字であるということで、こちらにお示しされているのですが、集約ももちろんそのとおり困難だし、それでもここは体制をしっかり維持して

いかなければいけないわけで、現状限界で困難ではあるけれども、私たち県民に対して、ここは何とか安心、安全を確保していきますという思いを示していただけると、すごくありがたいのです。現状だけでなく、その部分を少しお示しいただければと思います。

○熊谷経営管理課総括課長 周産期医療に関しましては、先ほどの資料で御紹介のとおり、やはり非常に赤字が大きくなっております。ただ、これは5年前をごらんいただきましても、やはり赤字分野でして、もともと不採算性の強い分野ではありました。この間、例えば歳入のところで言うと、不採算医療ですから繰入金等も入っているわけですが、ただこの額が入院収益の減少を補うような額にはなっていないということから、例えばですけども、私たちは先ほど要望のことを考えていると申し上げたページに、地方財政措置の拡充といったことも記載しております。診療報酬ではなかなか採算が合わないような部分について、例えば地域医療を守るために必要なのだということであれば、地方財政措置の対象として見られてもいいという考えを持っておりまして、特に周産期医療などは広大な岩手県にあっては医療圏が大きく4つにしかありませんが、この中で維持していくための必要最低限の経費を積み上げておりますので、これを維持していくために必要な、いわゆる歳入面での措置というものが要ということと訴えていきたいと思っております。

○松本雄士委員 私からは、まずNHKの未契約の金額的なところをお聞きします。台数は、これからと確定するということですが、契約を結ぶとなると、1契約当たり幾らぐらいになって、おおよそどれぐらいの台数見込みがあるのか、金額の見込みと、過年度に遡られるのかどうかをお聞きします。

○熊谷経営管理課総括課長 金額的なことを申し上げますと、一つの事業期間の中で複数ある場合については、2台目以降が半額になるという制度がありますので、はっきり申し上げますと、1台目1万6,000円、2台目以降は8,000円ということになります。また、台数につきましては、今まさにNHKとの協議が必要なものでございます。特に先ほどの説明の際に御紹介いたしましたけれども、透析室などには1室に二十何台、ベッドサイドにあるという感じでして、NHKの規約によりますと、同一の部屋であれば1契約とするという部分があるようでございまして、台数が大きく変動するというところで、今、明確に幾らぐらいになるということをお聞きされる状況にはございません。大変申しわけありません。

また、過去についてという部分については、今後のNHKとの協議ということになると思いますが、他県におきましては過去の例につきましても払っているということになっております。

○松本雄士委員 台数はかなり少なくなって、8,000円ですとそんなに金額的にインパクトはないのかと思います。過年度に遡られたというのは、何年ぐらい遡られているということでしょうか。

○熊谷経営管理課総括課長 現有している県立病院については全て調査いたしまして、

最も古いもので平成 19 年というものがございました。

○**松本雄士委員** わかりました。また金額が動いてきましたら、報告をお願いします。

次は、県立病院の経営状況の 12 ページについてお伺いします。まず本当に医療局、県立病院の現場の皆様の御努力によって経営改善は進んでいると思っております。この 2 カ年で報酬の関係だけでも 50 億の収支ギャップが見込まれる今年度の中で 67 億の赤字見込みということです。これは大変大きいわけですが、このうちの 50 億が報酬の関係だと考えますと、いろいろ頑張っていらっしゃると思っております。

それから、12 ページの開胸手術とカテーテル手術の差で——右側でありますけれども——適正な医療技術の評価をして診療報酬であるとか、そういうのは引き続きやはり我が会派としても、皆さんの御協力を得て国に強く働きかけていかなければならないことでもありますけれども、見方を変えますと、平均在院日数が長ければ収支には貢献するというようにも見られるということでしょうか。

○**熊谷経営管理課総括課長** 開胸手術の場合は 15 日、それからカテーテル手術の場合は 14 日ということですので、単純に入院日数が延びれば収支に貢献するというのはそのとおりです。ただ、いたずらにもう入院されている必要のない方を留め置くということもできませんので、必要な日数、そしてその中で適切な薬事指導でありますとか、栄養指導を施して退院していただくということが必要と考えます。

○**松本雄士委員** わかりました。構造的な問題のところはしっかり働きかけていかなければならないというのは繰り返し話したところでありますけれども、ただやはり巨額の繰り出しと赤字ということに対して、先ほど熊谷経営管理課総括課長から自助努力など、より強化していかなければならないとのことです。特にそこにおけるポイントは、病床利用率を上げていくということに尽きるのだろうと思っております。

特に地域病院における病床利用率が低いです。病院によっては 40%を切っているようなところもありまして、全体的に底上げしていかなければならない。そのようなときに、地域包括医療病棟や地域包括ケア病棟であるとか、いろいろ病棟の機能を変えて上げていかなければならないし、今それをやっているということでもありますけれども、そのような病棟、病床の見直しによって、病床利用率がどの程度上がっているのか、またレスパイト入院もいろいろ進めていく、それでどの程度上がっているのかを含めてお伺いします。

○**永山医事企画課総括課長** まず、病床利用率につきましては、地域包括医療病棟、それから地域包括ケア病棟などへの病棟の転換などの病床機能の見直しのほか、医療機関や介護施設への訪問活動と紹介患者の積極的受け入れ、消防等の救急搬送症例検討会による救急患者の積極的受け入れ、また患者の安心、安全のための経過観察入院の受け入れの推進や、退院後の生活に配慮した各種退院指導の実施、これらの取り組みによりまして、県立病院全体の一般病床利用率は令和 5 年度の 68.7%に対しまして、令和 6 年度は 74.6%——5.9 ポイント増加するところであり、さらに今年度につきましては令和 7 年 9 月末までで 75.1%に増加している状況でございます。

それから、地域病院の一般病床利用率につきましては、令和5年度の51.8%に對しまして、令和6年度は61.9%になっております。令和7年度もこの病床利用率を維持できるよう取り組みを行い、9月末で61.7%となっているところでございます。地域病院、この病院につきましては、医療機関、介護施設への訪問活動による連携強化、それから介護施設との連携協定締結、あるいはケアマネジャーとの連携強化、そして紹介や救急、レスパイト等の入院の積極的受け入れによるものというように考えているところでございます。

○松本雄士委員 全体の病床利用率は上がっていることはわかったのですが、私が聞きたかったのは地域包括医療病棟に切りかえたことによって、どれだけ上がっているのか、また地域包括ケア病床を活用したレスパイト入院によってどれだけ上がっているのか。さらに聞きたかったのは、そこに伸び代があるのかどうかお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

○永山医事企画課総括課長 まず、ケア病床とかに病床転換した場合の利用率の状況についてでございます。直近におきましては、今年度、県立山田病院で4月に一般病床の一部を地域包括ケア病床へ転換したところでございます。これによる病床利用率の影響につきましては、令和7年9月末累計で病院全体の病床利用率が59%となっておりまして、昨年度の49.1%と比較しまして9.9ポイントの利用率の増加となっているところでございます。

それから、レスパイト入院についての病床利用率の状況ですが、令和7年度のレスパイト入院の実績につきましては、9月末で延べ1,569人の受け入れを行っているところでございます。これは地域病院全体の病床利用率の約0.9%を占める状況でございます。

○松本雄士委員 今の状況について報告がありましたけれども、それはまだ伸ばせる余地はあるというようにお考えでしょうか。

○永山医事企画課総括課長 病床のそれぞれ特性がございますので、そのような地域包括ケア、あるいは療養病棟、こちらにつきましてはもう少しどのような患者増、うまく転院させられるかなどは、まだまだ研究していく余地はあるというように考えております。

それから、レスパイト入院につきましても、やはり利用する方が遠慮して利用できないとか、あるいはケアマネジャーが病院にこのような患者が入院していいのか迷ったというような話も聞いております。そのようなところをケアマネジャーとかに、しっかりとレスパイト入院のアピールのようなことを積極的に進めていくと、もう少しレスパイト入院もふえてくるのではないかと考えております。

○松本雄士委員 今後、どんどんお年寄りの方もふえていき、2040年問題がある。一方、地域病院の病床利用率を見ますと、地域病院10のうち5つは今、病床利用率を下げている。いろいろと今後を見据えて、地域の包括医療病床、包括ケア病床をどんどんやるべきであるし、伸び代はあると思っています。これからもっとしっかり取り組むために、医療局として、営業部門、営業体制みたいなものをしっかり組むべきだと思います。先ほども

いろいろな介護施設を訪問して、救急のことであるとか、営業のようなものに取り組んでいるということでもありますけれども、そのようなものをしっかりやるための目標管理というか、どれだけ取ってくるのか、民間の営業部隊であればそれが必須で、そういうことをやっているわけでもあります。病床利用率の目標を設定して、行動目標も設定して、うまく進捗管理していくというような目標管理の体制を構築すべきと考えますけれども、その辺の見解について伺います。

○永山医事企画課総括課長 まず、病床利用率の目標に対する行動目標の設定につきましては、医療機関への訪問活動の連携強化、それから紹介管理システム構築、そして介護施設の訪問活動と連携協定の締結、ケアマネジャーをはじめとした介護連携の強化、それから消防機関とは救急搬送症例検討会を通じて救急患者の積極的受け入れを行っております。これらの取り組みの成果である入院患者数につきましては、毎週本庁内で共有しまして、病院の取り組み状況を確認しながら、全体進捗管理を行っており、今後も引き続き病床利用率向上に取り組んでまいります。

○松本雄士委員 介護施設への訪問であったり、救急のところを行っているといった定性的な取り組みのところは、先ほど来報告を受けているところですが、それより細かく病院単位であったりの定量的な目標設定はなされているのか、お伺いいたします。

○永山医事企画課総括課長 各病院においては、年度当初に、例えば施設の訪問計画、あるいは目標値を立てまして、それに沿って行っているものでございます。これらの報告につきましても、本庁で上半期あるいはそのようなことで会議を持ちまして進捗状況を共有しております。

○松本雄士委員 わかりました。その取り組みをしっかりと行っていただいて、幾らでも病床利用率を上げていていただきたい。

次に、医療人材のことについてお伺いいたします。やはり経営問題も大きく、本当に危機的ではあるのですが、国に働きかけなければならぬし、もし死ぬということであれば、赤字国債を出します。多分。ただ、医療人材は、国債発行しても賄えません。医療は人である。やはり医療人材をしっかりとどのように長期的に見据えて確保していくのかという体制が必要であって、これは一般質問でも取り上げた部分であります。ただ足元のところで、既に岩手医科大学からの専攻医の送り込みが計画を20人下回っている実態があります。まず、この要因と今後の対応についてお伺いいたします。

○久慈参事兼医師支援推進監 専攻医の配置状況でございますけれども、専攻医につきまして、ここ数年の県内プログラムの採用動向を見ますと、令和6年度におきましては、前年度まで大体毎年75人程度の採用数から、令和6年度においては20人ほど減少しております。特に県内の大学病院プログラムでの減少が目立っているところでございます。こうした状況が専攻医及びキャリア形成を図る過程にあります医師の県立病院の配置調整に影響したものというように考えております。

なお、こうした専攻医の減少につきましては、県内の関係大学におきましてもコロナ禍

以前に比べて医学生や臨床研修医に対する説明会など、PRの機会が減少していることが背景にあると伺っているところでございます。対策といたしまして、県内の大学病院や県立病院等により構成されるいわてイーハトーヴ臨床研修病院群、このネットワークを基盤にいたしまして、関係大学と連携する取り組み、今期は大学医局が主催します研修プログラム説明会の開催案内を臨床研修医に情報提供するといった取り組みですとか、将来どの診療科をやりたいと考えているかといった臨床研修の情報について、これを関係大学や臨床研修病院間で共有する仕組みを構築しまして、指導医などが県内での専門研修の実施を働きかける取り組みなどを進めているところでございます。

今後におきましても、県内で専門的な症例や高度医療機器による手術を経験できる体制づくりを進めながら、専門研修プログラムの充実を図りますとともに、このような体制を県内外の臨床研修医にアピールするなどの取り組みを通じまして、専攻医の確保を進めてまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 専攻医のところ、岩手医科大学——名前を出してしまったのですが、——県内の医科大学のプログラムの入学が少なかった。それには、PRが足りなかったということで、そこのプログラムのところに入るのが減少した。それはPR不足だけなのでしょうか。

○久慈参事兼医師支援推進監 約20人減少しました。実は本県出身者も含めて岩手県外の医療施設で臨床研修を行った医師が岩手医科大学病院のプログラムを選ばなかったというような傾向が数字でも見受けられ、そのようなPRが不足しているのではないかというように思っているものでございます。

○松本雄士委員 わかりました。やはりいろいろ出身地とか、そのほかのところに行って研修して、そのままということが流れとしてあるのかと思いますので、PRのこともですし、また引っ張ってくるインセンティブのことも、いろいろ積極的に検討していただければと思います。以上、終わります。

○関根敏伸委員 県立病院の経営状況について、一、二点聞かせていただきたいと思います。

詳細に御説明いただきました。かなり専門的な部分がありまして、しっかり我々も勉強していかなければならないというように考えております。概略的に各県立病院のことを伺いますけれども、うろ覚えで恐縮なのですが、たしか前年度は県立病院全体で黒字を確保できたのが2つか3つ程度だったのではないかと思います。それ以前は7つか4つの病院が黒字を出し、全体で何とか収益を出している。このような収益構造だったかというように思いますが、前年度に大きくそこが変わって、特に県立中央病院なども赤字転落したというように私は覚えているのですが、そのような中で赤字転落した病院と、県立中部病院とか県立磐井病院でしたか、黒字を維持されています。黒字維持できている病院と赤字転換した病院の大きな、概略的な要因の差というのはどのようなものなのか、教えていただきたいと思います。

○熊谷経営管理課総括課長　ただいま御紹介いただきました県立中部病院や県立磐井病院は大体 300 から 400 床クラスで、県立中央病院が 680、700 床クラスということで、全国的に見ましても、700 床クラスの病院が急激な赤字を拡大しております。やはり本県も同様な傾向になったのだろうと考えております。先ほど御紹介いたしましたように、人も非常に抱える病院になり、それから手術形式の転換のところも御紹介いたしましたけれども、カテーテル治療をやれるのは県立中央病院のみでございまして、こうしたところで赤字構造が拡大しているということだと分析しています。

○関根敏伸委員　病床が大きくなると、なかなか収益が取りづらくなるということになれば、例えば病院のハイボリューム化とか、いろいろなことも言われてきているわけですが、政策の方向性と県が目指している方向性と、なかなかこれは二律背反する可能性もあるのかと思って、少しお聞きしたのですけれども、意地悪な聞き方かもしれませんが、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○熊谷経営管理課総括課長　機能分化、連携強化ということで、これは一定の機能を分けていく必要があるということは、令和 7 年度経営計画のスタートのとおりでございます。その中には、今、関根敏伸委員から御指摘いただいた意見も出てくると思っておりますけれども、今回の 700 床クラスのところが特に赤字が大きくなっているというのは、診療報酬の構造にやはり大きな問題があると考えておりまして、ゆえに今回私どもとしては、特に県立中央病院で起きているような例を豊富に示しまして、これでは高度急性期というのをやっていくのは本当に難しくなってくるということを国にお話しさせていただきたいと考えています。令和 8 年度の診療報酬改定についても、議論をしっかりと見て、さらに必要な部分については訴えてまいりたいと考えています。

○関根敏伸委員　わかりました。ぜひよろしくお願いします。

あともう一点ですが、人材のことも少し触れられているのですが、これも非常に厳しい聞き方かもしれませんが、いい人材を集めれば、当然医業収益に占める人件費比率は上がってくるわけです。今お手元に資料があればですが、県立病院全体の病院収入に対しての人件費の割合というのは恐らく経年でも出ていると思うのです。それと同様の環境にある全国の自治体病院とか公立病院とか医業収益に対しての人件費の比率、これはどのように比較をされていらっしゃるのか、もし今あれば教えていただきたい。

○熊谷経営管理課総括課長　他県のデータですが、すぐに出せませんので、大変恐縮なのでございますけれども、やはり病院は、——県立病院もそうですけれども——急性期と回復期、それから慢性期で全く置かなければならない人数が違いますので、一概には比較できないものとは考えています。

県立病院に限った話で申し上げますと、令和 6 年度の医業収益全体で給与費がどのぐらい占めるかという割合があるのですけれども、65%を超えます。例えば収支均衡していた年——令和元年度ですけれども、これは 60%から 62%の間といったところで、やはり 3 ポイント以上悪化しておりまして、給与比率が高まっているということは先ほどの資料で

お示ししましたとおり、非常に大きな給与改定が続いておりまして、そのようなものが給与費を上げる一方、それが診療報酬とはなかなか直結していなかったところに原因があるのではないかと見ています。

○関根敏伸委員 確かに今の新しい経営計画だと、最終年度はかなり人件費比率を下げようという計画内容になっています。そこは、やはり人的な資源を獲得しなければならないことと、まさに経営を維持しなければならないということ、これを両方やっていくということは先ほどの総務委員会との連合審査の中でも明らかな部分でありますけれども、そこはぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、少しうろ覚えで恐縮なのですが、結構岩手県の医療局の医業収益に占める人件費比率は他の同等の地方の病院と比べて数ポイント高かったのではないかなという認識を持っております。それが正しいとすれば、医療局はその部分についてどのような認識、評価をお持ちなのか、聞かせてください。

○熊谷経営管理課総括課長 正しいデータがないので明確なことを申し上げられず、大変恐縮でございます。医業収益率につきましては、給与費単体の問題というよりも、収益がどのぐらいあったかに対する比率で、収益が足りないという面もあったかと思えます。特に令和元年度から令和5年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症対策ということもあり、病床利用率を60%台に抑えたりして、収益をかなり圧縮している原因にもなっておりまして、そのような部分がいわゆる労働者の給与に対する割合が上がっている原因の一つではないかと思っています。今年度当初予算につきましては、35億円の赤字予算を組みましたが、それにつきましては給与比率をやはり下げる計画になりますので、今回また給与改定によりまして上がりましたので、そこは少しもろみどおりにはいかない部分がありますけれども、それに見合う収益をやはり確保して給与比率を一定レベルに保っていくというのがまず一つあると思います。

そして、これからもう一つ大事だと思っているのは、人だけに頼る仕事の仕方というのは、少しもうやはり人口減少の構造からいっても難しくなっていますので、医療DXのようなものを導入することによりまして、業務の効率化を同時に進めまして、適切な医療費水準というのを保っていきたいというように考えています。

○関根敏伸委員 適切な医業収益を確保するということで、全体的な人件費比率を下げると、このような方針かと思ってお聞きしました。その辺の部分、やはり収支を考えたときに、人件費比率は60%ですから、一番大きな割合を占めるわけですので、人材を確保しながら、かつ人手だけに頼らない、まさにDXなんていうのは私も何度か質問させていただいています。ぜひそういった方向性もトータルで我々にも理解できるような資料提供とか、そのようなところに例えば今日の午前中にも総務委員会との連合審査がありましたが——今回配置されようとしている医療管理者がどう関与していくのか。そのような人材を配置することによって、どのようにそれが改善されるのか。そのようなところをもう少し見やすい資料提供もいただければ、我々も理解しやすいのかと思いますので、これは要望とさせていただきます。

○**神崎浩之委員** NHKの契約に対しては、全国の自治体の公用車から発覚して、困ったものだと思っているのですが、それにしても岩手県の場合、医療局の未契約分が多く、問題だと思っています。赤字を減らせ減らせと言っているから払わないわけではないと思うけれども、この一つ前の資料の中に外来、病棟、それからカーナビは何となく気持ちはわかるのですが、外来、病棟はテレビが見られるわけです。この辺の未納の割合というのがあるのか。例えばカーナビが7割とか、一般的な見るテレビの未加入の割合もあるかどうか。

それから、各県立病院は病院とか、診療センターによって差があるのか。ここの病院だけがすっかり抜けていたとか、それとも万遍なくというのも変な言い方ですけども、その辺りをお聞きします。

○**熊谷経営管理課総括課長** 御報告をしております 393 台の未契約のうちですけども、カーナビが 61 台、その他が病院建物内にあるテレビということになりますけれども、内訳を申し上げますとテレビが 342 台あるのですけれども、外来部門の未契約が 52 台、病棟分が 37 台、それから申しあげました透析室等のところが 117 台等となっております。

○**神崎浩之委員** 病院ごとではどうなっているのか。

○**熊谷経営管理課総括課長** 特にも最後に申しあげました透析室等を有している病院等については、かなり出ているということで、どこか一つの病院だけというよりは全体的に未契約が発見されました。

○**神崎浩之委員** 商売をやっていると、例えば1年間も請求書が届かないと無効みたいな考え方もあるのですが、請求書は届いているのか。請求書が届いていれば、多分こんなことにならないと思うのですけれども、今年の場合もあるし、それからどこまで遡るかというのもあるし、時効もあるかもしれないし、そのようなことに対して請求が届いていないのに遡ってどこまで払うのかなどについてはどのように考えていますか。また、NHKとは交渉中なのですか。

○**熊谷経営管理課総括課長** カーナビ及びテレビ等の未契約については、医療局単独で調査しているというよりは、本庁全体と一括で調査しておりまして、どのような方針でいくのかということは本庁とも協議しながら進めていく必要があると思います。

それから、請求書が届いているのかということにつきましては、私どもで何台と報告しているものに漏れていたことになっておりますので、請求書が届いているのに払っていないということではなかったものでございます。

○**神崎浩之委員** では、今後の対応なのですけども、例えば見られるテレビはしょうがないのだけれども、カーナビ関係は今後、受信機能を外すとか、そのようなことの対応はあるのですか、また行うのですか。

○**熊谷経営管理課総括課長** カーナビ等へのテレビ受信機能につきましては、実は私どもは、公用車を発注する際にテレビを仕様として入れていたわけではなくて、カーナビをつけるという仕様にしたらテレビが見られるものが来たということで、少し我々の認識が

本当になかったところがありまして、今後につきましては仕様にはっきりとテレビはつけないということをうたって発注を始めております。また、既存のもので分離できるような状況のものがあれば、それはもう全く、我々は走っている最中に見ませんので、取りたいと思います。

○**神崎浩之委員** 最後の質問ですが、医療局も県立病院の赤字の関係で、今、消費税については国とどのような対応を取っているのか。大きな問題として、やはり診療報酬の関係があります。そもそも病院としては、医療資材等、薬も消費税分を支払いするけれども、その分を患者に消費税相当分を請求できないことを、以前、環境福祉委員会でそのような課題があると聞いていました。しかし、消費税が始まるときに、医療機関については経費に係る消費税分は診療報酬で見ますというようなことで大きな病院では決着し、それがいまだ続いていることが、それも大きな要因ではあるのではないかと考えているのです。幾ら診療報酬で見ているといっても、地方交付税みたいにどこにどう入っているかわからないので、これらについて例えば医療局で、もし消費税を取ることができたら、どのぐらいプラスになるのかとかと試算があるのかどうか。それから当時は3%だったから、何となく決着したかもしれないけれども、今は10%です。すごい金額だと思うのです。診療報酬も大切ですけれども、そのような医療機関の診療、消費税の取り扱いについても、話題にしていかなければならないと考えているのです。例えば医師会なり、それから病院協議会なり、そのようなところで医療機関の消費税の要望等々というのは行われているのか、今どのような状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**熊谷経営管理課総括課長** 県立病院での消費税負担は、今、神崎浩之委員からお話がありましたように、診療報酬で賄える分が発生しているということで、今年度——令和7年度に行いました政府予算要望におきましても損税の改善については要望項目として挙げております。以前からも、そのようにしておきまして、引き続き消費税負担について訴えていきたいと思っております。

○**神崎浩之委員** 具体的数字はないのですか。

○**熊谷経営管理課総括課長** 明確な報酬は明らかにされておりませんので、推計値でございますけれども、例えば令和6年度、岩手県立病院において20病院全体の消費税負担額について48億円程度ありました。そのうち診療報酬で賄われていると考えている推計額については34億円、14億円を県立病院がその中で負担をしているというように考えています。

○**神崎浩之委員** わかりました。

○**高橋こうすけ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋こうすけ委員長** なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。医療局の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計

補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内城副部長兼環境生活企画室長 環境生活関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の7ページをごらん願います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、3款民生費、2項県民生活費の1,023万4,000円の増額と4款衛生費、2項環境衛生費の1億1,900万1,000円の増額を合わせまして、総額1億2,923万5,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の28ページをごらん願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。右側の説明欄に記載している管理運営費等の増額、それからページを少し飛びまして33ページの4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費の右側の説明欄に記載している管理運営費等の増額であります。いずれも職員給与費につきまして、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

34ページに参りまして、4款衛生費、2項環境衛生費、6目鳥獣保護費であります。右側の説明欄の上から三つ目、指定管理鳥獣対策事業費は、熊などによる人身被害防止のため、わな等の設置や吹き矢による麻酔捕獲を実施しようとするものであります。次のツキノワグマ被害防止対策事業費は、ツキノワグマによる人身被害防止のため市町村への専門家派遣や、吹き矢による麻酔捕獲者の養成等を実施しようとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高橋こうすけ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 熊の関係でお伺いいたします。まず、この3年間ぐらいで人身被害の状況、例えばけがとか死亡について、どのような状況にあるのかということと、それからこの3年間でいいのですが、駆除数というのはどのぐらいなのか、お伺いしたいと思います。

○引屋敷自然保護課総括課長 まず、熊の捕獲数の直近3年の推移についてでございますけれども、広域振興局圏別に申し上げますと、盛岡地区において令和4年度は108頭、令和5年度は259頭、令和6年度は124頭となっております。また、県南地区においては、同様に139頭、300頭、131頭、沿岸地区においては127頭、226頭、161頭、県北地区において45頭、113頭、34頭となっており、全県におきましては令和4年度は419頭、令

和5年度は898頭、令和6年度は450頭を捕獲しております。今年度につきましては、10月末現在の速報値となりますが、盛岡地区において359頭、県南地区において302頭、沿岸地区において229頭、県北地区において108頭、全県では998頭となっております。

続きまして、人身被害者数でございます。令和4年度は24名、死亡者ゼロでございました。同様に令和5年度は49名、うち死亡者2名、令和6年度は10名、うち死亡者1名となっております。今年度につきましては、11月末現在、人身被害者数は37名、うち死亡者5名となっております。

○**神崎浩之委員** 駆除するというと、全国からさまざまな電話が来るという中で、いろいろ皆さん努力されて、今回はこうやって物すごい数が、ここまで駆除されているのだということがわかりました。

その中で、よく言われるのは——猟友会からもそうですけれども——個体数管理というのは正確なのかということなのです。肌感覚ではもっといようなことを猟友会の方はおっしゃってございました。いろいろ調査方法があるということなので、それはそれでいいのですが、今度国で統一して個体管理の調査をすると言っていましたけれども、その辺りの情報というのはどのようになっていますか。

○**引屋敷自然保護課総括課長** 熊の個体数管理についてでございますけれども、本県では先ほど委員からお話ございましたけれども、専用の装置により熊の体毛を採取しDNA分析して個体識別——ヘアトラップ法を用いて個体数を推計しております。このヘアトラップ法でございますけれども、自動撮影カメラを用いて胸部を撮影して月の輪模様の特徵から個体識別するカメラトラップ方法というものもあるわけです。しかし、こちらの方法よりも一般的により精度が高い調査方法というように言われております。これにより推定した個体数ですとか、あとは被害発生状況、捕獲数などを勘案しております。毎年度ツキノワグマ管理検討協議会において捕獲上限数を設定し、個体数管理を行っているところでございます。

県では、来年度の次期管理計画の策定に向けまして、昨年度、今年度の2カ年にわたりましてヘアトラップ法による個体数推定を進めております。来年度、その結果を基に管理検討協議会におきまして、今後の適正な個体数や熊の捕獲のありかたなどについて検討いただくこととしております。

○**神崎浩之委員** 国の調査については。

○**引屋敷自然保護課総括課長** 国の状況でございますけれども、個体数の推定は、ツキノワグマの管理を進める上で重要な指標ということで、先ほど申し上げたとおりの個体数の推定を進めていきまして、さらに最新の研究結果等の知見の収集を行い、専門家の意見を伺いながら、まず適切な個体数の推定に努めるとしております。

なお、先ほど神崎浩之委員からお話ございました国の対策パッケージにおきましても、都道府県の熊対策の広域的な観点からの支援というものが触れられております。このような今後の国の動きにも注視しながら、必要に応じまして隣接県との連携ですとか、あるい

は環境省への要望というものを検討してまいりたいというように考えております。

○神崎浩之委員 国の調査はすごく精度の高い、宇宙から見て把握できるようなシステムではないのだというようなことを少し感じました。

今回の補正では、センサーカメラとわなを一体的にやるということなのですが、どのような仕組みでやっているのかというのが一つと。それから——県で整備するわけですよね——それをどこに置くかということ、それからあわせて、わなを設置するというのは、各地元の何とか隊がやるのですけれども、わなのハードだけではなくて、設置したり、それから餌をやったり、見回りしたりというような手間もかかります。そういうようなものは、県で購入した場合、場所も含めて、それからそれ以外の費用についても、どのようなスキームで支援を実施していくのかお伺いいたします。

○引屋敷自然保護課総括課長 今、12月定例会の補正予算で計上しております箱わなの関係で御質問いただきました。こちらですけれども、箱わなは指定管理鳥獣捕獲等事業というものの拡充の一施策として行われるものでございまして、まずは捕獲率の向上、これまでこちらの事業は基本的には銃猟で一応対応してまいりましたが、今回、箱わなも含めて対応するということで、捕獲率の向上を考えております。それに加えて、神崎浩之委員から御指摘もありましたが、ハンターの負担が結構大きく、見回りといった負担が大きいということで、箱わなの設置に併せましてセンサーカメラをあわせて導入することで、熊がわなにかかった場合に分かるのとあわせて、見回りの負担軽減にもなると考えております。

あと、設置の場所につきましては、具体の場所ということになりますと、地元を最もよく知る猟友会の方々の御協力なしではできないということで、指定管理鳥獣捕獲等事業は県の猟友会に委託して行われる事業となつてございますけれども、箱わなをまずは県で購入いたしまして、猟友会の方々のお話をよく聞きながら、どこの地域であればどこに置くのが望ましいかを伺いながら対応するということで、捕獲の向上に努めていきたいと考えております。

○神崎浩之委員 県が所有者として購入したものを、どのように市町村に配分していくのか。例えば環境省や農林水産省の交付金で購入した物品は、他の省庁の業務に使用してはならないというような交付金になっているという話を聞いています。そのような場合は、いずれどのような目的で、どこから予算をもらってどうするかということもあるのですけれども、目的は同じです。人身の被害を防ぐために熊の個体管理をするということなのですけれども、そういうことで国から来る予算によって、使い回しがうまくできないみたいなことが地元では言われるのですが、その辺りはいかがですか。最初、どこにどのように設置するかということもあるのですけれども、その辺りについて、県が購入し所有しているものであって、それは省庁間の交付金の使途によって、何か制限、制約、不具合がないのかどうか、少しお聞きいたします。

○引屋敷自然保護課総括課長 ただいまの神崎浩之委員から御指摘いただいたものは、

農林水産省、県で言えば農産地有害捕獲の関係との絡みかと思います。こちらの事業につきましては、基本的に、現在、4月から10月末までをまず一応の事業期間としております。一方で、現在我々が行っております指定管理鳥獣捕獲等事業は11月から2月の末ぐらいまでやるということで、時期のすみ分けをしております。

あとは、農林水産省の有害捕獲事業につきましては、基本的には農林水産物の被害防止が大きな目的としております。また、指定管理鳥獣捕獲等事業につきましては、先ほど神崎浩之委員からもお話がございましたけれども、大きく言うと個体数の管理、ひいては人身の被害防止ということになりまして、一応そういうすみ分けみたいなものがございます。

ただ、その上で、先ほど申し上げましたとおり、11月からやっておりますけれども、どこに置かかといったあたり、今、市街地にも熊が大分出ておりますけれども、どこに置かかといったあたりは、やはり地元の猟友会の方々からお話を伺って配置していくということになるかと考えております。

○神崎浩之委員 農林水産省で買ったわなというのは、期間がありますよね。それ以外には使えないということですか、どうですか。期間が分かれていますよね。

○引屋敷自然保護課総括課長 今、神崎浩之委員から御指摘のあったとおり、一応他事業で購入したものということで、その目的が決まっているということで、使用が難しいところがあるかと思います。今、ここで箱わなを我々も購入するわけなのですが、数もなかなかすぐ確保できないといった可能性もありますので、そのあたりは市町村が直接保有しているような箱わなで、今、なかなか使われていないものがあれば、そのようなものを活用しながら、箱わなを設置していきたいと考えております。

○神崎浩之委員 そのような国の省庁の縦割りとか、目的は同じだけれども、それが流用できないというのは本当におかしい話なので、そのようなことも折に触れて言っていきます。本当に御苦労さまでございます。補正予算に関することは以上です。

○関根敏伸委員 私からも熊について、一般質問でもたくさん質問されまして、大分明確にはなりつつあるのですが、少し詳細について教えてください。

まず、緊急銃猟制度ですけれども、県内では10自治体がマニュアルを設定し、実際に緊急銃猟に踏み切ったところが2つと伺っておりますが、マニュアルをつくられても、なかなかこれをしっかりと動かすまでには至らない。いろいろな課題があるようであります。マニュアル策定を踏まえた緊急銃猟制度の課題、それにどう対応していこうとしているのか、また県の市町村への支援のあり方について、少し概略的に聞かせください。

○引屋敷自然保護課総括課長 県内におきましては、11月下旬以降、2市町に加えて、大船渡市が先日行いましたので、3市町において緊急銃猟が実施されている状況でございます。先ほど課題というお話がございました。11月下旬以降に緊急銃猟が実施されまして、今報告書等を受けて、具体的な事例の検証は現在進めているという状況ではございます。

緊急銃猟の実施に当たりましては、捕獲体制の確保ですとか、あるいはその確認、通行

の制限や禁止、あるいは付近住民への周知、避難などといったことで、多数の関係者の調整が必要になってくるということで、実施された3市町におきましては、そのような実施方法とか、あるいは手順というものに関しては戸惑う場合もあったというように聞いておりました。現在把握する課題はこういったものがあるかというように思っております。今、報告書を受けて、これから事例検討するというところでございますけれども、取りあえずまず3市町の事例を受けて、課題が明らかになった際には、他の市町村にもその実施例を幅広く共有することによりまして、必要に応じまして県のマニュアル等も改定するなどいたしまして、本県における今後の緊急銃猟の円滑な実施につなげていきたいと考えております。

○関根敏伸委員 まだ23市町がマニュアルをつくっていないわけです。今後も、冬眠時期には入るとはいえ、今の状況ですと住宅地等々に出没しないとも限らないのですが、未設置の市町村でそういった対応を迫られたときに、マニュアルがないことによって人的な被害ですとか、あるいは捕獲に対して支障が生じる可能性についてはどのように認識されていますか。

○引屋敷自然保護課総括課長 市町村におけるマニュアルの作成ということでございますが、マニュアルの整備自体は、特に緊急銃猟の際の必須条件とはなっておりません。それは御承知のことと思います。とはいいながら、今回緊急銃猟を9月1日に施行する前におきまして、市町村のマニュアル作成の参考になるようにということで、県におきましてマニュアルを作成し、市町村に意見照会するなどしながら取り組んできたところではございます。

先ほど申し上げましたが、マニュアル整備自体は、緊急銃猟の必須の条件とはなっておりませんが、関根敏伸委員からも御指摘ありましたとおり、緊急銃猟を実施するに当たっては各市町村の個別の事情に応じたマニュアルの作成が恐らく円滑な実施には必要と考えておりますので、これまでもマニュアル整備する市町村からは個別の照会等につきましては国に確認するなどしながら対応してきたところではございますけれども、引き続きそういったところでの対応ということで、マニュアル整備をする市町村を支援していきたいと考えております。

○関根敏伸委員

次に、今回の補正予算の中でも専門的人材を確保して市町村に派遣するという予算が含まれているようではありますが、一般質問の中では民間の人材を登用するような答弁があったかというようにお聞きしたのですが、改めて専門的人材、どのような人材をどのような形態で何名程度確保されて市町村に派遣されようとしているのか、これが1点。

それから、県としてガバメントハンターの雇用にもいろいろ知事が言及されておられたようですけれども、その取り組み状況についてお聞かせいただきます。

○引屋敷自然保護課総括課長 まずは、専門人材の派遣でございます。こちらにつきましては、民間のコンサルタントの業者——野生鳥獣対策の関係を専門とする業者がござい

ます。このようなところに委託する形で派遣するということで考えております。県内市町村から伺うと、特に熊対策にはなるのですけれども、被害防止対策というのは悩まれているところが多いということです。実施の形態は少しいろいろ今検討しているところではございますが、全ての市町村が求めに応じて参加できるような形で、例えばですけれども、広域圏でそのような研修会といったものを行うとか、あとは市町村のあらかじめの御質問等に答えられるような形で、研修会をやるといった対応を考えており、今、検討しているところではございます。

あと、ガバメントハンターの話でございます。こちらにつきましては、詳細の事業設計は、今、まさにやっているところでございます。市町村によりましては、なかなか捕獲者の確保が難しいといったところは確かにいろいろ出ているところではございますので、特にそのような市町村を支援できるように、県でそのようなところを確保いたしまして派遣というか、そのようなことができるよう今、鋭意検討を進めている状況でございます。

○関根敏伸委員 専門人材というものは、民間の専門家に県が委託して研修会等々を市町村の要望によって行う、大体そのような使い方というような理解でよろしいですか。

あと、ガバメントハンターの具体的な制度設計は、いつ頃予定されているのか。例えば新年度から何名程度の者が出せるような体制を考えているのか。そのスケジュール感を教えてください。

○引屋敷自然保護課総括課長 具体なところは、制度設計をまさに検討しているところではございますが、今、これから多くの熊が冬眠になろうかと思いますが、来年の春先になるとまた出沒もあろうかと思えます。現在のところは、春先の活動、熊が動き出すところを捉えて何らかの形で対応したいと考えております。

○関根敏伸委員 私の地元の北上市もたくさん人的な被害、3名の方が犠牲になられました。本当に残念なことでありましたけれども、北上市に我々の会派もお邪魔させていただいて、熊対策の状況ですとか、県、国への要望も聞かせていただいたところであります。

その中で、市からは、県として専門的部署の設置を何とかお願いできないか。秋田県では岩手県以上に熊が出沒している例が多いと思いますけれども、そのような部署を設けて行われているのですけれども、県としてそのような専門的部署設置についてのお考えはあるのかないのか、お伺いさせていただきます。

○引屋敷自然保護課総括課長 現在、熊被害対策につきましては、我々は約6年前から緊急対策チームを設置して対応しております。先ほど申し上げましたが当面の対応といたしましては、専門人材の派遣ですとか、あるいは熊の専門家の方にアドバイスを受けて対応していきたいと考えておまして、ガバメントハンターの雇用、あるいは野生鳥獣対策を専門とする方の確保といったところで、対応していきたいと考えております。

○関根敏伸委員 市からは、県が専門的部署を設けて、仮に熊が出沒して対応が必要になったときには、そのような人材も現場に駆けつけていただいて、市とか猟友会とか警察とか、そのようなところを総合的にリードする、そのような役割を期待しているようす

ので、ぜひその辺については今後、御検討いただきたいと思います。

あわせて、県としては、新しいツキノワグマ対策の基本方針をつくられましたが、その中では北上市と一関市でも大きな犠牲が出たということを情報分析しながら今後の対応策に生かしていくということが明記されておりますが、これは現在どのようになっているのでしょうか。お伺いさせていただきます。

○引屋敷自然保護課総括課長 北上市での死亡事故が発生いたしました。発生の当初につきましては、現場に残された熊の体毛等につきましてDNA分析を行いまして、加害個体の特定を進めてきたところでございます。そのほか国立大学法人岩手大学の山内貴義准教授に参加いただいているほか、近々、専門の方も呼びしながら、現場の検証を行うため、現在調整中でございます。

○関根敏伸委員 現場の検証はどのようなことを想定されているのかお伺したいと思えますし、またあわせて熊の生態調査研究でありますとか、あるいはDNAの解析、岩手県環境保健研究センターの役割もやはり重要になってくると思います。北上市の事例でも、体毛は採取したけれども、少量でなかなか分析ができず、人的被害に遭った方、お二人が同一個体によるものかどうか判明できなかったという例もあります。これを詳細に解明できれば、住民の方の安心でありますとか、対応策を絞り込めるということもあるのですけれども、環境保健研究センターの解析技術や設備のいろいろな進化といいますか、そのようなことも必要になってくるのかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○引屋敷自然保護課総括課長 今後、予定しております現地調査でございますが、どなたとは申し上げられませんが、専門の方をお呼びいたしまして、まず事故が発生した現地の状況を確認しながら、被害防止対策を今後どうするか、これにつきましては死亡事故が起きた市町村のみならず、県内全市町村にも役立てられるところだと思いますので、このようなところはしっかりやっていきたいと考えております。

あと、県環境保健研究センターでございますが、先ほど申し上げましたDNA解析を今やっております。どうしても死亡事故あるいは人身被害が起きた際の体毛採取というのが、いろいろ話を聞いていると、なかなかいい状態のものが残らないところがあるようです。解析に当たっては、体毛だけではなくて、相当数の毛根が残った状態のものでないと、なかなか解析は難しいところがあるようでございます。そういったものにつきましては、地元の市町村はもちろんなのですが、現場を検証いたします警察とも連携しながら、よい状態のものを把握して、そういった解明には役立てたいと考えておりますし、あわせて今後はDNA解析もしっかりやれるようにということで、この辺なども強化してまいりたいと考えております。

○関根敏伸委員 連日のようにテレビに出演されている国立大学法人岩手大学の山内准教授は、県環境保健研究センター御出身とお聞きし心強く拝見しております。熊に限らず、鹿もイノシシも、トータルでの個体数管理的なものが必要であると思いますので、人的な充実も含めて、環境変化が大きく進む中で必要性が増してくると思いますので、よろしく

お願いします。

最後に、担当部局が環境生活部かどうかわかりませんが、経済的損失も相当なものに及んでいるのではないかと思いますので、関係部署と連携し熊による経済的損失の実態調査及び対応策、また、教育委員会は保護者への送り迎えに対して、さまざまな対応なども行っていくようですけれども、その辺についてのお考え、お聞きかせいただいて終わりたいと思います。

○引屋敷自然保護課総括課長 今、関根敏伸委員から御指摘ありました関係部局、特に経済関係とかですと商工労働観光部と思いますが、我々で関係部局長会議等を今まで2回開催しておりますが、そのような取り組みの中でも、熊被害の関係、他部局にわたるもの等につきましましてはいろいろ情報共有させていただきまして、いずれ今般の熊被害対策は全庁を挙げて取り組むことにしております。その辺の調整を含めた対策をしっかりとやっていきたいというように考えております。

○関根敏伸委員 よろしくをお願いします。

○高橋こうすけ委員長 この際、10 分間ほど休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋こうすけ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐々木努委員 私も熊関係をお聞きしたいと思います。

本会議での斉藤信議員の質疑の中で、準備ができ次第、箱わなについては配備したいということだったのですけれども、これは3月末までという見通しなのか。それから箱わなといってもドラム缶型と、正方形の檻おりみたいなものと、多分大きく分けると2種類あるのではないかと思いますのですが、どちらを配置しようとしているのかお聞かせください。

○引屋敷自然保護課総括課長 箱わなの購入、設置の関係でございます。こちらにつきましては、先ほどお話しいただいたように、今、補正予算案として提案させていただいているものですが、こちらにつきましては、可決後速やかに購入できれば、配置していこうと考えております。その上で、箱わなの種類ということで照会いただきました。大きく分けて、おっしゃるとおり、いわゆるドラム缶のわなと、あとおり型のわながございます。こちらにつきましては、猟友会のお話をいろいろ聞いていると、それぞれのハンターの得手不得手というか、使い勝手のよしあし等もあって、ここではこういうのが欲しいとか、そのようなこともあるようでございまして、基本は恐らくドラム缶わなのほうが運びやすいところもありまして、そこが主軸にはなると思うのですが、ハンターの方の御所望というか、使いやすさ、そのようなことも考慮して、恐らく両方の形を購入していくということになるかと思います。

○佐々木努委員 わかりました。私の地元でも先日、熊が1頭捕獲されたのが、私の家の100メートルぐらい離れた裏山だったのですけれども、ドラム缶型を2カ月設置しても熊が入らなくて有効期限が切れたため、ハンターがおりを再申請して別なわなを設置した

ら、その翌朝に熊が入ったということもあって、ドラム缶型だと入り口も小さいし、熊も警戒をするのではないかな。実際監視カメラをつけたら、熊がドラム缶型の入り口のところに、毎晩ではないけれども、頻繁に来て様子を見たりしている映像が映っていたのですが、なかなか入らなかった。入ったのは唯一タヌキだった。小さい動物が入ることはあっても熊は入らないということで、今回捕獲に至ったのはおりだったということで、やはりおりのほうがいいのではないかなという意見も結構あって——確かに重いし、それから熊が暴れやすいということもあって、下手をすると脱出されるような、弱いものだとそのようなケースもあるかもしれませんけれども——ただ捕獲の可能性が高まるのはおりのほうではないかなという意見もあるので、いろいろ地域によっても違うと思いますし、やり方が違うと思うのですが、せつかく配備するのならば確実に捕獲できるようなものを設置してほしいということをお願いしたいと思います。

それから、今回の予算案には入っておりませんが、今、ドローンによって熊の居場所を把握するとか、熱探知とか、あとは追跡するという技術が全国的に広まっているらしく、秋田県ではもう導入したというニュースも流れてきています。本県でも関心を持っているというようなコメントを何か新聞報道であったのですが、そのようなものを導入するというお考えは今回なかったのか、あるいは次回の補正は無理かもしれませんが、新年度予算に向けて、そのようなものを導入するというお考えはないのか。私は、ぜひそれやってほしい。とにかくしょっちゅうこの辺も中津川で出没したというような話があるのだけれども、結局どこかへ逃げてしまったとか、そしてまた何時間後に出てくるとかがある。しっかり追跡できて、あるいは熱探知で居場所を——ねぐらとか、そういうものを特定できれば、一日も早い駆除、捕獲につながると思います。ドローンというのは国では緊急性があればどこでも飛ばせると言っているようですから、そのようなものを年度内にぜひ検討して、次年度に使えるような形にしてもらおうと本当に助かると思います。そのことはお願いします。

それから、箱わなを設置したにもかかわらず、誰かが人為的に箱わなの入り口を閉めてしまうという事例が結構頻繁に起きています。これは、犯罪になりますか、なりませんか。

○引屋敷自然保護課総括課長 佐々木努委員の御発言のあった最後のところは、最近その報道が出ているところと承知しております。この辺りは、これから我々も 50 基をまず目標に設置していくということで、もし仮にそういうお話があった場合だと、効果的な捕獲というのはなかなか難しいと思っております。少し今、議論できることかと思っておりますので、この辺りはしっかり我々も検討していきたいと思っております。

○佐々木努委員 わかりました。動物愛護団体ではないかなというような話もあるのですが、いずれせつかく設置しても、そのようなことが起きているという実態もあるので、対応をお願いしたいと思います。

最後に、個体管理を国もやっていくということなのですが、ある猟友会の関係者の方か

ら、今山に入っても熊と遭うことがほとんどなくなったというような話をよく耳にするのですけれども、その要因として山にいる熊がみんな里のほうに下りてきているのではないかということです。それで、熊がどのぐらいいるかというのがはっきりしない中で、結局食べ物がないから、みんな里に下りてきて、それをみんな捕獲して駆除するということになった場合、これからの熊の保護というのは、——少し今、このような状況ではあまり使わないほうがいいのかもしれませんが——熊の個体が異常に減っていくなどということが本当にないのか。それぐらい山で熊を見かけることがなくなったというようなことなのですが、そういう実態というのはあるのか、本当にそのようなことが起きているのか。あるいは山に行けばもっともっといるのだと見ているのか、その辺はどうでしょうか。難しい質問だと思いますけれども。

○引屋敷自然保護課総括課長 今、お話をいただいたのは、熊の生態の変化の部分かと思います。今、お話しいただいたようなところで、確かに山に餌がなくなってきて、熊も大分里に下りてくる、実際にそのような状況もございます。我々といましては、先ほども少し申し上げたのですが、現在、個体数推定のための調査というのを昨年度、今年度とやっております。先ほど佐々木努委員からお話があったとおり、個体数がふえているか減っているかというあたりも把握できないと、これからの対策も打てないということで、来年度、次期の管理計画策定に向けて検討を行っておりますので、個体数、今、大体どれぐらいいるのかは推定値になりますけれども、まずその把握が初めと考えております。

あと、先ほどお話しいただいたようなところ、生態の変化——これまでに多分恐らくなかったような状況だと思いますので、その辺りも専門家の知見を加えながら、管理計画を検討してまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 私からも熊対策について確認させていただければと思います。

先ほど関根敏伸委員から、他部局との連携のお話がありましたけれども、教育委員会の管轄にはなりますが、特に学校現場における熊対策についてお伺いできればと思っております。ツキノワグマ対策基本方針を11月21日に改定していただいて、その中に具体的にいろいろ盛り込んでいただきました。この関係で中長期的な対応とし、学校の登下校時の見守りボランティアの安全装備に係る熊鈴、熊よけスプレーの購入を盛り込んでいただいたことはありがたいと思っています。けれども、直接的な部署は教育委員会にはなるのですけれども、改めて少し時期等をお伺いしたいことと、学校の登下校なのですが、実際に奥州市だったのでしょうか、保育園の近くに出てきている熊もあったのですけれども、例えば保育園、幼稚園等については、環境生活部としてどのように捉えているかお伺いできればと思います。

○引屋敷自然保護課総括課長 ただいま吉田敬子委員から御質問ありました教育関係のところでございます。確かに熊の出没ということがあって、お子さん方の通学がままならないということで、市町村の教育委員会によっては、スクールバス等の手配とか、場合によってはタクシーを手配とかの取り組みが個別にされているところかと思っております。

こちらにつきましては、我々も非常に重いところだと思っております、11月6日の環境省等への要望の際に、そのような教育関係の取り組みということもぜひ国は率先してやっていただきたいということで要望しておりますし、あと具体的なことはこの場では割愛させていただきますけれども、先ほども申し上げましたとおり、熊対策につきましては、全庁一丸となってやるべき取り組みと考えておりますので、引き続き教育委員会と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○吉田敬子委員 お隣の秋田県のことばかり取り上げて恐縮なのですが、10月末の時点で秋田県は、教職員の負担になるので、登下校時の見守りをALSOX株式会社に委託して、学校現場の負担を減らすということをもう11月にはスタートしていて、そのようなことを行ってほしいとか、あとは同じく熊よけスプレーとかも、学校現場では結構全く無防備のまま登下校時の見守りをされているので、今回例えば新たに北上市も独自で学校現場にスプレーを配備するようでありまして、何かもう少し早くそのようなものもぜひ教育現場でやっていただきたいかと思っております。

今回、方針の中には確かに盛り込んでいただいたのですが、教育現場はこのような形で、いつになるかわからないということで、国に要望するのみで、なかなか具体的な予算がついたわけでもない中で、私も今回そういう学校現場、教育現場を特に支援してほしいというときに、盛岡広域振興局が熊よけスプレーをたまたま今年度新規でやり始めていたということを知って、熊よけスプレー20個と熊鈴200個を貸与しているということで、やはり9月くらいから一気に問合せが来て、ほとんど出せないような状況になっているということを聞きました。聞くとやはり学校だけではなくて、民間団体のイベント用に使いたいという申し出があるということだったので、今回教育現場ということなのですが、やはり一般の方のそういった需要もあり、盛岡広域振興局がそのようなことを行っているのです。では、県全体でとなったときに、そのような貸与をできる環境にはないわけですから、そのようなところも含めて、また春先にもそのようなことが、今もそのとおりですが、少し早め早めにしっかり、教育委員会にはなるかと思いますけれども、やはりこちらが所管していらっしゃるかと思いますので、ぜひ早急に、数少ないかもしれないけれども、県として持っていていただくのか、そういう対応を学校現場のほうに、できれば確実に確保していただきたいと思っているのですが、改めてお伺いできればと思います。

○引屋敷自然保護課総括課長 ただいま吉田敬子委員から御紹介の秋田県の対応——警備会社を使ってスクールガードのような形で行われているという御紹介ありました。他県等の例はいろいろございます。あとは、県内でも広域振興局あるいは市町村のレベルで、さまざまな取り組みがなされているところかと思います。県内で特定の箇所だけやっていかという話も多分あるかと思いますので、この辺りはしっかり教育委員会へも伝えてまいりまして、どのような対策が打てるかを検討してまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 ぜひお願いしたいのは、今の状況だと、例えば学校現場になるので、

小学校とか中学校、高校とかにも貸与できる環境にあるけれども、保育所、幼稚園はどうかなのとかという部分もあるので、そこを総合的にぜひ環境生活部が見ていただく必要があると思いますので、改めてそこは強く指摘させていただいて、お願いしたいと思います。以上です。

○松本雄士委員 私からも熊についてです。

最初、緊急銃猟のところは何回も取り上げられていることでありますので、厳然たる事実として、山形県とか新潟県がすごく多くて、本県は少ないという状況にあります。緊急銃猟で引っかかっているところがいろいろ、通行禁止とか避難のこととか、各管理者との調整とかバックストップの確保等が挙げられていますけれども、より具体的にどのようなところが障壁になっているかがわかりましたら教えていただきたいのですけれども、お願いします。

○引屋敷自然保護課総括課長 緊急銃猟の実施についてでございます。本県において進んでいないのではないかと御指摘かと思えます。熊の市街地への出没の対応でございますけれども、市町村では追い払いとか、わなの設置とか、銃猟によらない方法で対応しているというのが、まず初めの要因ということになります。そのようにしても、なお出没した場合に、住民の安全確保のために必要だということで緊急銃猟の実施が検討されるということになります。

緊急銃猟につきましては、鳥獣保護法——鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に要件が厳格に定められております。危害を防止する措置が緊急に必要であること、あるいは銃猟以外の方法では捕獲することができない、困難である。あるいは住民等に弾丸の到達のおそれがないといったあたりも要件が厳密に定められておりまして、特に安全の確保という部分のところがやはり大きいと思っております。

先ほど申し上げましたが、通行の規制とか制限とかの関係、あるいは付近住民への周知、避難といったあたりも、まさに住民に弾丸が到達しない——安全確保という部分のところが何においても一番大切な部分で、法令をしっかりと遵守して対応することと、あと安全の確保というものが緊急銃猟で一番大事なところか思っております。

三つの事例が出まして、先ほど申し上げましたが、詳細な検討はこれからということになってまいりますので、その辺の課題が明らかになってきましたらば、市町村とも情報共有しながら取り組んでいきたいと考えております。

○松本雄士委員 詳細はこれからということをお願いしたいのですけれども、ただ山形県と新潟県はできているというのは、しっかり各管理者、市町村、警察との連携の中で、安全確保して対応しているということだと思いますし、やはり熊が出てきたらしっかり対応しているというのが地域住民に対する安全、安心の訴求ということで、非常に重要だと思います。ぜひそのようなものはクリアしていただきたいですし、あと猟友会の方々と意見交換しますと、猟友会サイドは、やはり刑法上の責任を大変懸念しております。跳弾によって誰かに人身的な被害が出たときに当初県警察も、場合によっては刑法上の責

任は問われるかもしれないという回答を猟友会にできてしまっていて、そのようなものが全国的にもいろいろ問題になって、環境省が最近しっかりと注意義務を果たしていれば、刑法上の責任を問われませんということを発出しております。猟友会の方々は非常にそこを懸念していて、鉄砲を住宅地で撃つ際は当然懸念するわけでありますけれども、その辺の対応についてどのように周知されているのか、お伺いいたします。

○引屋敷自然保護課総括課長 実際の緊急銃猟の実施者、捕獲者になり得る猟友会、ハンターの方々の影響でございますけれども、鳥獣保護法——鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める緊急銃猟を実施する際には、先ほど申し上げた要件のうち、特に安全の確保という部分が非常に大事ということで、まさに緊急銃猟をやるということになりますと、この要件をきっちり満たしていくということは、結果としてハンターの方が責任を負わないということにもつながります。ハンターの方々は免責されるとうとうと少し語弊がございますけれども、法手続に従ってやっていただく場合には、特にその方が弾を外したということで特に何か責任を問われるということではございませんし、基本的には緊急銃猟の実施者は市町村長でございます。そのようなところで、責任も一応法律でも明らかにはなっておりますけれども、我々といしましては、緊急銃猟制度をきっちり市町村もそうですし、皆さんにまずお伝えさせていただくということで、これまでもマニュアルの整備ですとか、あるいは実地訓練とか、そういったところをやってまいりましたので、引き続きこういったものを、普及啓発と言うとあれですけれども、しっかり周知ということには努めてまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 ぜひともお願いしますし、緊急銃猟のチェックリストがありまして、ここで求められる安全確保というのは、先ほどもお話ししたとおり、しっかり連携してやっていただきたいですし、猟友会サイドはこれに係る、より具体的な判断基準が欲しいのだということでもあります。やはりそこが分からないと、何かあったときに刑法上の責任を問われて、場合によってはさらには狩猟免許も取られてしまうことを懸念していましたので、ぜひそういうのをクリアしていくような取り組みのほど、お願いいたします。

次に、猟友会に対する講習というのがこの措置のところでもありますけれども、新しく出されたツキノワグマの管理方針におきましてもです。捕獲従事者への手当や捕獲に係る経費の市町村への支援を何か手当てしていくというのがあるのですが、どの程度この辺を手厚くしていくという考えがあるのか、お伺いいたします。

○引屋敷自然保護課総括課長 いわゆるハンターの方々——中心は猟友会に所属されているの方々への補助金とか、その辺りのお話でございます。通常ですと、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用いたしまして、例えば盛岡市、北上市、宮古市におきましては活動費の助成がされているという状況がございますし、その中で捕獲者には1頭当たり8,000円が支給される状況でございます。また、一関市におきましては、熊特別対策による活動経費という支援が行われているところでございます。

また、私ども環境生活部で行っている事業でございますけれども、令和6年度からは環

境省の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用いたしまして、熊の捕獲を公益社団法人岩手県猟友会に委託しております。こちらの事業でございますが、個体数管理のための捕獲ということを実施しておりまして、県猟友会を通じて各地区猟友会を通じて、ハンターの皆さんに一定額の支給がされているというようなところでございます。

野生鳥獣捕獲の増加等に伴いまして、費用負担が増大しているという状況がございますので、しっかりこの辺りを踏まえまして、国に対しては捕獲活動費用の補助上限単価の引き上げですとか、必要な財源を十分に措置するといったあたりの支援の拡充を要望しておりますし、これからも要望してまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 猟友会の方々にお話を聞くと毎日出動で本当に大変だということです。経費の増加もそうですし、もう身体的にもかなり疲弊していらっしゃる。活動費助成が市町村によってばらばらで、1頭当たり8,000円というあたりで、なかなか御苦労に対して合っていないところがありまして、国に働きかけるとともに、県としてもぜひともその辺に対して手厚い支援を考えていただきたいと思います。

本当は猟友会の方は、そもそも猟の友の会なのですが、今、何か潮目変わって、まるで猟友会の方の責務のような感じで一般の方は思っていますけれども、猟友会の方たちは崇高な使命感を持って、いろいろな現場に行ってもらっていますので、ぜひそれに報いるような支援を何とぞお願いします。

次に、人材育成なのですが、熊を撃つためにはやはりライフルがなければならぬのですが、ライフルというのは散弾銃を持ってから10年、あとハーフライフルもいろいろ事件があって10年所持が要件ということになりまして、第一種でライフルを持つためにはかなりの年数がかかる。ただ、これが今、年齢的に見ますと、ほぼ半数以上の人が60代以上でして、30代以下で第一種を持っているのは16%しかないというのがあります。今後、こういう環境変化の中で、もし熊がどんどんふえて市街地に下りてくるというのは、安定して第一種を持って撃てる人を育成していかなければならぬのですけれども、その辺の育成、確保の計画というのはどう考えているのか、お伺いいたします。

○引屋敷自然保護課総括課長 ハンターの育成、確保の関係でございますけれども、まず捕獲の担い手でありますハンターの確保につきましては、県では公益社団法人岩手県猟友会と協力しながら、平成17年度からでございますが、狩猟免許試験に向けた予備講習会を無料で開催しておりまして、できるだけ多くの皆様に狩猟免許を取っていただくような対応しております。また受験者の利便性や市町村の要望を踏まえまして、狩猟免許試験を休日に開催するとか、あるいは県内各地で複数回の試験を開催するなどして、皆様の便宜を図っているところでございます。

また、狩猟免許をまだ取得していない一般県民の方々を対象に、——こちらでも無料でございますが——研修会の開催ですとか、あるいは県内イベントではハンターブースということで、わかりやすくいたしますと、熊の毛皮を飾ったりとか、あとは猟銃のシミュレーションなどをやったりするのですが、こういったハンターブースを出展したりですとか、あ

るいは狩猟の普及啓発活動を行っているところでございます。

また、ハンターの育成についてでございますが、狩猟免許を取得して３年以内の比較的若手の狩猟者の方々を対象に技能向上研修会を開催しておりますし、あとは狩猟者の捕獲技術の向上を目指しまして、ツキノワグマ捕獲技術研修、あるいは熊だけではございません、イノシシにつきましてもイノシシ対策研修会といったものを開催しております。これらの狩猟免許試験ですとか、あとは各種研修会、イベント等の県の取り組みにつきましましては、県のホームページやＳＮＳでの掲載、あとは地域情報誌の広報など、さまざまな媒体を活用しまして、この狩猟制度といったものの周知、普及啓発に取り組んでいるところでございます。

今後も、猟友会の皆様等、関係機関と連携いたしまして、新規狩猟者、若手狩猟者の確保、育成に努めてまいりたいと考えております。

○**松本雄士委員** ぜひそのような取り組みを継続していただきたいです。昨日、おととの報道で、狩猟免許を取りに行っている人が非常にふえた、240 人とかと、そのような傾向もありますので、ぜひそのような方々を計画的に育成していくという、あと若い方々が継続して取り組むことへの支援をお願いしたいと思います。やはり大分高齢の方が今、現場に多い。さっき疲弊していると言ったのも、そもそも 60 代、70 代ぐらいの人です。地元の猟友会の人。そのようなところで、その方が抜けたら、ではどうなるのかという状況でありますので、よろしく願いいたします。

次に、熊が出たときの出没情報の提供のあり方なのですが、今現在、県でリアルタイムな出没情報の提供というのはない。インターネットで岩手日報がまず提供しているのがありますし、また秋田県ではクマダスというのをやっている。ただ一方で、偽情報でいろいろ混乱するという問題も起きております。やはり先ほどの緊急銃猟や、リアルタイムの出没情報を提供していくというのが地域住民の安全、安心のため重要だと思うのですが、そのような情報提供体制の検討状況等についてお伺いいたします。

○**引屋敷自然保護課総括課長** 出没情報の提供についてでございます。県におきましては、委員から御紹介もありましたとおり出没状況ですとか、人身被害につきましましては、市町村からの報告を取りまとめた上で、ホームページで公表している状況でございます。秋田県ですとか、あるいは県内であれば八幡平市で、出没情報のマップシステムを導入していることは承知しております。その他のマップシステムとあわせて、現在我々としても情報提供の手法を検証しているところでございます。

今般策定しました基本方針にも、ＩＣＴなど最新技術を活用した出没情報の提供方法の検討につきましましては掲げております。松本雄士委員御指摘の迅速性、あとは県土の広さというあたりも十分配慮しながら、先進事例もございますので、そのようなのをよく検討いたしまして、よりよい情報提供のあり方については検討してまいりたいと考えております。

○**松本雄士委員** ぜひともお願いします。市町村からの報告を受けて公表というのは、もう全然そこには熊がいなくなってしまうぐらいの後になっていますし、ただまた

一方で、今いろいろ悪意で偽情報を流すという人もいて、いろいろ研究が必要かと思えますけれども、ぜひともリアルタイムの情報提供という体制を検討していただきたい。このような傾向は、例えば来年落ち着いたとしても、今後２年後、３年後に出てくる、これはもう繰り返して増えていくと思いますので、ぜひとも体制整備をお願いしたいと思います。

そして、中長期的に見たときに、先ほどから個体数管理の話が出ております。いろいろな方法で個体数管理、——ふえているのか減っているのか、実際今のところどうなのか——毎回議論に出るのですけれども、北上山系と北奥羽地域については、環境省はブロックで分けています。特にこの北奥羽地域のところ——岩手県、秋田県での人身被害がすごく多いわけでありまして、熊というのは大体長いときで 100 キロぐらいも移動する。そうしますと、岩手県にいたのが秋田県に、秋田県にいたのが岩手県というようになるのですけれども、先ほど県では個体数を管理しているということですが、隣県との連携が必要です。青森県と秋田県とは、どのように連携しているのか。結局のところ県という行政区で区切って管理していても、移動するものですから、どれだけ意味があるのかということもあって、個体数管理における隣県との連携についてお伺いいたします。

○引屋敷自然保護課総括課長 ただいま松本雄士委員御指摘のとおり、ツキノワグマにつきましては、長い距離を移動するということが知られております。本県の個体数推計におきましても、そのような長距離移動個体というものを考慮した形での推計というのを進めているところでございます。個体数の推定につきましては、いずれツキノワグマの管理を進める上で極めて重要な指標ということになります。

現時点では、管理計画といったものも確かに都道府県の範囲の中で行われているということもございますが、最新の研究結果等の知見を収集しまして、専門家の意見を聞きながら、まずは適正な個体数の推計というものに努めてまいりたいと考えております。また、先ほども少し申し上げましたが、今回国の対策パッケージでも都道府県の熊対策の広域的な観点からの支援について言及しているところでございます。そのような観点は必要だと思いますので、このような国の動きを十分に見ながら、隣県との連携ですとか、あるいは環境省への要望を検討してまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 そのとおりだと思います。長距離移動を考慮して推計しているということですが、動いている中で、県という単位で区切って管理していても、どれだけ意味があるのかと思いますので、やはりここは国主導、環境省主導で北奥羽地域全体のところで個体数を管理することを秋田県、青森県にも働きかけていただきたい。そういった中で、熊というのは肌感ですごくふえていると猟友会の人も言っていました。昔に比べて多いような感じがするというようなことでありましたので、個体数管理のあり方というのは、より広域で一元的に見ていくという体制が必要ではないかと思いますので、国にいろいろ働きかけていただきたいと思います。

最後でありますけれども、熊駆除に係るクレーム対応——これも本会議の質問がありま

し、そこで環境生活部長が、実際に業務に支障が出ているという答弁がありました——それは本当に問題であると思います。今、県では、カスタマーハラスメントのガイドラインはあるのですが、それで十分対策できているのかどうか、お伺いいたします。

○引屋敷自然保護課総括課長 今年度は、市街地等への出没ですとか人身被害が相次いでいるということがございまして、ツキノワグマ対策等につきまして、県に対して数百件以上の御意見いただいているところでございます。11月6日には、ツキノワグマ緊急対策チームを設置いたしましたけれども、その設置以降では、メールを含めまして、一月で約200件いただいている月もございます。内容を見ますと、解決策に関する建設的な御意見というのも確かにございます。

ただ一方、捕獲については肯定の立場と否定の立場、それぞれから一方的な主張がされるものも多いというのは確かでございます。約1時間にわたる電話対応、あるいは複数名で来庁されて、かなり威圧的な言動があった例もございまして、業務にも確かに一定の支障が生じているように思っております。

このような状況を踏まえまして、まず受付時間を明確にする、あとは電話対応する職員を動員して、負担を少し平準化したというあたり、マニュアルを整備して対応の一括化しをするなど、現在対応しているところでございます。

○松本雄士委員 本当に皆さん頑張っているのに、そちらの対応もしなければならないというのは、本当にどうにかしてあげたいという気持ちであります。そのようなところで時間の明確化、電話対応の職員を設置することで、対応は大丈夫ですか。

○引屋敷自然保護課総括課長 ツキノワグマ緊急対策チームができてからは、自然保護課、あと緊急対策チーム双方で対応している状況で、一義的には緊急対策チームが電話を受けているということで、我々の負担も少し減ったというのは実感としては持っております。

ただ一方で、やはりそのような苦情がまだまだ続いている状況でございますので、先ほど言ったような取り組みをまず進めながら、取りあえず少し状況を見ようと考えております。

○松本雄士委員 ガイドラインとか、今の対応で対応できなくなったときには、いろいろ対応を考えていただきたいですし、あと一番は知事からしっかり記者会見のときに、受けた質問に答えるとかではなくて、より能動的、積極的に県民に対して、そのようなものには毅然と対応していくという旨を発信していただきたいと思います。なかなか環境生活部から知事にそのような提言は大変かと思いますが、何かのタイミングで私もそのように提言していきたいと思いますので、考えていただければと思います。以上、終わります。

○高橋こうすけ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。執行部から、いわて男女共同参画プラン（2026～2030）の策定についてほか6件について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、質疑の方法につきましては、初めに執行部からの4件の報告後に当該報告に対する質疑を行い、次にほかの3件の報告後に当該報告に対する質疑と委員からのこの際発言をまとめて行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、順次発言を許します。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 それではまず初めに、いわて男女共同参画プラン（2026～2030）の策定について御説明いたします。

資料1―1をごらんください。まず、1、策定の経緯及び2、策定の趣旨等についてありますが、平成12年3月に男女共同参画社会基本法第14条に基づく都道府県男女共同参画計画として、いわて男女共同参画プランを策定いたしました。平成14年10月には、岩手県男女共同参画推進条例を施行し、この計画を条例第9条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけ、5年ごとに新たな計画を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。現行計画の期間が令和7年度までであることから、いわて県民計画（2019～2028）の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間といたします。いわて男女共同参画プラン（2026～2030）を策定するものであります。

次に、3、策定する計画の案の概要についてであります。本計画は男女共同参画の推進に関する総合的、長期的な目標及び施策の方向等について定めようとするものであります。

恐れ入りますが、資料1―2、A3判の資料をごらんいただきたいと思います。こちらの資料によりまして、計画の概要を御説明させていただきます。上段左側のはじめにありますが、先ほど御説明しましたプラン策定の趣旨等について記載しているものでございます。

下段の現状と課題であります。現行プランの五つの柱に沿って整理しており、まず成果としては、さまざまな分野における男女共同参画が着実に進展し、女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下する、いわゆるM字カーブがほぼ解消していること、女性活躍や両立支援など、働く環境の改善に取り組む企業等が増加していることなどを記載しております。

一方、課題としましては、政策、方針決定過程への女性の参画は進んでいるものの、ジェンダー平等に向けては、なお一層の参画を進めていく必要があるほか、固定的性別役割分担意識の解消や多様な視点を反映した防災対策、職業生活における男女間格差の解消や仕事と家庭生活の両立支援など、残る課題について記載しております。

以上のようなことを踏まえまして、資料右側、基本的な考え方、各論におきましては、基本目標として、一人ひとりが認め合い、支え合い、自分らしく生きられるいわてを掲げ、ジェンダー平等がスタンダードである岩手の実現を目指すこととするとともに、施策の基本的方向を四つの柱にまとめております。

施策の柱ごとの内容でございますが、まずⅠの男女が共に活躍できる社会づくりでは、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による地域社会づくりの推進を図るとともに、固定的な性別役割分担意識の解消とアンコンシャスバイアスの理解の促進を図ることとしています。

Ⅱの働く女性の活躍の推進では、関係団体と連携しながら、女性の職業生活における活躍の推進や仕事と生活を両立できる環境づくり等を図ることとしております。

Ⅲの誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりでは、性暴力やDV等のジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶や、独り親家庭等の困難を抱えた女性等への支援、生涯にわたる男女の健康支援、防災・復興における男女共同参画の推進に取り組むこととしております。

Ⅳの男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備では、教育や意識啓発、男性の家庭生活への参画等に取り組むほか、LGBT等多様な性のあり方の尊重に向けた理解増進の取り組みや、広報・啓発活動を通じ、ジェンダー平等に向けた啓発、機運醸成に取り組むこととしています。

最後に、計画の推進ですが、それぞれの役割と連携、プランの進捗状況管理について記載しているものであります。

恐れ入りますが、資料1—1にお戻りください。4、策定のスケジュールですが、本計画の策定に当たりましては、岩手県男女共同参画審議会における議論を踏まえ、本素案に反映させたところであります。現在パブリックコメント及び地域説明会を開催しているところであり、いただいた御意見等を踏まえまして、内容を修正、整理した上で、2月県議会定例会において承認議案を御審議いただき、年度内に策定、公表する予定としております。

以上で説明を終わります。

○阿部食の安全安心課長 第4次岩手県食の安全安心推進計画（素案）の策定について

御説明いたします。

お手元にお配りしております資料2—1、第4次岩手県食の安全安心推進計画（素案）の策定についてごらんください。まず、1、策定の経緯及び2、策定の趣旨等についてでございますが、平成22年に岩手県食の安全安心推進条例を施行し、条例第7条の規定により、平成23年3月に食の安全安心の確保に関する基本的な計画として、岩手県食の安全安心推進計画を5カ年の計画期間で策定しております。以後5年ごとに新たな計画を策定し、食の安全安心の確保に関する施策を推進しておりますが、現行の計画期間を令和7年度までとしていることから、いわて県民計画（2019～2028）の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5カ年を計画期間とする新たな岩手県食の安全安心推進計画を策定するものであります。

次に、3、策定する計画の案の概要についてですが、本計画は社会情勢の変化や食の安全安心に関する現状、現行計画の成果と課題を整理し、基本目標として県民に信頼される食品が生産、提供され、安全で安心な食生活が営める社会を掲げ、三つの柱により取り組みを進めること等について記載しております。

お手元にお配りしております資料2—2、A3判でございますけれども、第4次岩手県食の安全安心推進計画、素案の概要をごらんください。資料2—2の中段の列になりますが、一つ目の柱でありますⅠ、安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進ですが、成果としましては、継続的なGAPの取り組み、活用の推進、HACCPに沿った衛生管理の普及などにより、食品の生産、製造、加工、流通段階における安全性の確保を図り、令和5年度の営業施設における食中毒は、過去10年間で最低の2件になりました。課題としましては、食中毒事案や残留農薬基準超過などの食品衛生法違反が発生しているほか、令和3年6月の食品衛生法改正に伴い、HACCPについては認可されましたが、HACCP制度の定着に向けた先進的な取り組みとなる導入率の把握及びその向上に係る指標を設定する必要があります。

二つ目の柱でありますⅡ、食品に関する信頼の向上と県民理解の増進ですが、成果としましては、食品表示の適正化、リスクコミュニケーションや出前講座などを実施し、食品の購入に当たって不安を感じる人の割合は、令和元年度の49.3%から、令和6年度では44.5%に減少しましたが、課題としましては、産地偽装や食中毒の継続的な発生のほか、新たに健康食品による健康被害が発生したことにより、その割合は依然として高く推移しているところから、引き続き食の安全安心に関する情報発信の強化に取り組む必要があります。

三つ目の柱でありますⅢ、監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実ですが、成果としましては、食品の安全性や食品表示などに関する監視、指導を適切に実施し、本県産の貝毒食中毒、輸入食品に関する健康被害は発生しておりませんが、課題としましては、食中毒などが依然として発生していることや、輸入食品の食品衛生法違反がゼロ件であるにもかかわらず、5割以上の県民が輸入食品の安全性に不安を感じていることなど

が挙げられます。

これを踏まえた新しい計画につきましては、資料２―２の右側の列になります基本目標、施策の方向と 13 の施策を記載しております。新しい計画の素案の特徴についてでございますが、一つ目は令和３年６月に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が義務化されたことを受けまして、先進的な指標となるHACCP制度の導入率、こちらは衛生管理計画の作成率を新設いたしまして、引き続き社団法人岩手県食品衛生協会と連携したHACCPに沿った衛生管理の制度の確実な定着に向けた取り組みを行うこととしております。

二つ目は、県民の食品に対する不安を払拭する正確な情報発信に向けた取り組みを強化するために、新たに食の安全安心に関するSNSによる情報発信に取り組むこととし、投稿閲覧数については主要指標として設定しております。食中毒対策や食品表示など、県民のニーズに応じた食品に関する正確な情報を食育とも連携して幅広く発信していくこととしております。

三つ目は、現行計画における指標の達成状況等を踏まえた適切な成果指標への見直しを行いまして、引き続き食の安全安心の確保に向けた施策の取り組みを推進していくこととしております。

なお、計画の素案につきましては、現在実施中のパブリックコメント等により、いただいた御意見等を踏まえて内容を修正、整理した上で、２月県議会定例会において承認議案として提出させていただき、３月中に計画策定しまして、公表する予定としております。

説明は以上でございます。

○吉田企画課長 続きまして、県行政に関する基本的な計画の変更に係る報告といたしまして、岩手県環境基本計画の変更について御説明させていただきます。

資料の３―１をごらんください。１の策定の経緯についてですが、本計画は平成１０年４月に施行した岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第１１条の規定により策定し、その後、平成２２年１２月には第２次計画を、令和３年３月には令和３年度から令和１２年度までの１０年間を期間とする現行計画を策定いたしまして、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているものでございます。

２の変更の趣旨等についてですが、現行計画において、計画の策定後５年程度が経過した時点を目途に、それまでの計画の進捗状況の点検結果等を踏まえ、計画の見直しの必要性を検討することとしており、今回策定以降の社会経済情勢の変化等に対応するため、計画を見直すこととしたものです。

次に、３の変更する計画の案の概要についてですが、気候変動対策の推進、循環型地域社会の形成の推進、生物多様性の保全、自然との共生の推進などの観点から施策の方向を見直すものです。また、環境の保全などを取り巻く情勢の変化に対応するため、主要な指標を見直すものでございます。

次に、改訂素案の概要についてですが、お配りしております資料ナンバー 3—2 の A 3 の資料、改訂素案の概要をお開き願います。本計画は、全 4 章構成としており、左上の第 1 章の 1 では本県の環境・経済・社会の複合的課題や、気候変動をはじめとする各環境分野の現状と課題を整理し、その下の 2 で環境施策の展開の三つの基本的な方向を定め、3 で目指す将来像として、多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわてを掲げまして、その実現に向けて、右側に行きまして第 2 章の環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策における地域資源の活用による環境と経済の好循環など三つの柱と、その下の第 3 章の環境分野別施策における気候変動対策など、五つの柱により取り組みを進めることとしており、第 4 章では計画の推進に向けて、計画の進行管理や指標の設定などを記載しております。

まず、第 1 章の計画の位置づけにおいて、国の第六次環境基本計画でうたわれておりますウェルビーイングの概念は、本県の県民計画で既に掲げられている幸福の方向性と考え方を同一としているということを追記しております。

次に、第 1 章の現状と課題については、デジタル化の進展、温室効果ガス排出削減量の実績などの当計画策定以降の社会情勢の変化や新たな課題などを追記しました。また、右上に記載の第 2 章では、審議会委員の意見を反映させまして、環境保全施策の優良事例を岩手のウェルビーイング事例として掲載し、またクールシェアスポットについての普及促進や熱中症予防の普及啓発と注意喚起に取り組むといった、気候変動による健康影響への適応の取り組みについて追記しております。

続いて右下、第 3 章が当計画の環境分野別施策の主な五つの柱となるものです。一つ目の気候変動対策については、県の地球温暖化対策実行計画の改定案との整合を図り、温室効果ガス排出量 2050 年実質ゼロに向け、森林整備だけではなく、ブルーカーボンやバイオ炭など、ほかの吸収源対策も推進していく旨を追記しています。

二つ目の循環型地域社会の形成についてですが、こちらも今年度策定いたします県の循環型社会形成推進計画案の内容を踏まえまして、従来の 3 R の取り組みに新たに再生可能資源を置き換えるリニューアルという考え方をプラスした取り組みの推進を追記しました。

三つ目の生物多様性と自然環境についてですが、国の生物多様性国家戦略や地域生物多様性増進法の内容に鑑みまして、企業等による生物多様性保全・増進に向けた取り組みを支援する体制づくりですとか、熊などの市街地出没対策など、人と野生生物とのあつれき解消に向けた適切な距離感づくりのための取り組みを追記しました。

四つ目の環境リスクの管理については、科学的知見や規制動向などを踏まえた適切な情報提供を実施すること。

五つ目の環境教育については、企業、各団体等と連携した環境学習をさらに推進し、社会全体の変革へつなげられるよう取り組んでいく旨、追記したところでございます。

なお、概要資料に続いて、資料ナンバー 3—3 として改訂素案を添付させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。

資料３—１のほうにお戻りいただきまして、４の変更スケジュールでございますが、本計画の変更に当たりましては、岩手県環境審議会における議論を踏まえ、改訂素案に反映させたところであり、現在パブリックコメント等を実施しておりますが、いただいた御意見などを踏まえまして内容を修正、整理した上で、２月県議会定例会において承認議案を御審議いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○千田特命参事兼グリーン社会推進課長 資料ナンバー４—１、県行政に関する基本的な計画の変更に係る報告、第２次岩手県地球温暖化対策実行計画の変更についてお聞き願います。

まず、１、策定の経緯及び２、変更の趣旨等についてですが、県では新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例第９条の規定により、令和３年３月に令和１２年度までを計画期間とする第２次岩手県地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。この計画は、令和５年３月に目標を引き上げる改訂を行っております。計画の中間年である今年度、進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを行おうとするものです。

次に、３、変更する計画の案の概要についてですが、温室効果ガス排出抑制や再生可能エネルギーのさらなる導入促進を図る観点から、施策の方向を見直すものです。変更内容は、後ほど別資料で御説明いたします。

次に、４、変更のスケジュールについてですが、見直しに当たっては、岩手県環境審議会における議論を踏まえて改訂素案を作成いたしました。現在行っておりますパブリックコメント等での意見を踏まえ、内容を整理し、２月県議会定例会で承認議案を御審議いただきたいと考えております。

続いて、改訂素案の概要を資料ナンバー４—２で御説明いたします。４—２をお開きください。資料中、朱書き箇所が現行計画から修正等を行おうとする内容です。まず左上、第１章、計画の基本的事項をごらんください。２０２５年２月、国の計画が改定され、２０３０年度目標に加えて、２０３５年度、２０４０年度の目標が決定されました。今回の県の計画の見直しは、計画中間年として実施することから、期間は変更せず、２０３０年度までといたします。

次に、右上、第５章、計画の目標をごらんください。２段目の青囲みのおり、温室効果ガス排出削減割合を２０１３年度比で５７％、再生可能エネルギーによる電力自給率を６６％とする現在の目標を維持いたします。温室効果ガス吸収量については、これまで森林のみを対象としておりましたが、算定可能となったブルーカーボンを加え、森林等吸収源対策による温室効果ガス吸収量に変更いたします。あわせて、吸収見込み量を１５２万１,０００トンといたします。下の三つの図表のうち、中ほどの温室効果ガス削減量をごらんください。今回の見直しにより削減量の変更、量としての変更はありますが、削減割合には変更がないものです。

次に、中段、第６章、目標の達成に向けた対策・施策をごらんください。現行計画で掲

げる省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、多様な手法による地球温暖化対策の推進を引き続き取り組みの柱とし、施策を展開いたします。

主な追加対策等御説明します。まず、省エネルギー対策の推進については、本県の温室効果ガス排出量全体の4割を占める産業・業務部門において脱炭素経営等を促進するほか、本県では自動車からの排出割合が全国と比較して高いことから、運輸部門において電動車のさらなる普及を促進します。

次に、再生可能エネルギーの導入促進では、エネルギーの地産地消に向けた再エネ導入を促進するほか、事業者の化石燃料からの燃料転換に向け、水素に加えてアンモニア等の次世代エネルギーの利活用を推進します。

次に、多様な手法による地球温暖化対策の推進では、吸収源対策としてブルーカーボンのほか、バイオ炭の活用などを促進します。また、これまで基盤的施策の推進の一部としていた県の率先的取り組みの推進は、県の事務事業に関する排出量削減のための施策であることから、基盤的施策と別建てとし、現行計画で掲げる60%の削減目標に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、下段中央第7章、気候変動への適応策をごらんください。農林水産業分野では温暖化に対応した品目の導入、自然災害分野では流域治水プロジェクトを踏まえた防災・減災対策の推進、健康分野では熱中症特別警戒アラート発令時に開放するクーリングシェルター設置の促進など、年々深刻さを増す気候変動による被害の回避、減少を図る取り組みを追加、強化します。なお、2ページには第6章、第7章に掲げる対策、施策において実施する具体的取り組みを記載しています。

また、各施策の推進指標と2030年度までの目標値は、資料ナンバー4―3、改訂素案本文の巻末の参考1に掲載しておりますが、これらの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

○高橋こうすけ委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 まず、食の安全安心推進計画の中に、今回食品ロスの関係があつて、最後にこの計画が出てくるのですけれども、これはくつついてよかったと思っていました。最初に見たときに、その部分だけチェックしましたが、よかったと思っておりますので、それは意見でございます。

男女共同参画プランについてお伺いいたします。全国的に注目を浴びている豊岡メソッドというのがあります。非常に具体的な目標を立てて、そして進捗管理しながら、そして今、後期計画の策定の時期を迎えているということですが、それに比べて県の計画というのは、何か柔らかい、ばふつとしたような印象があるのです。これは、市町村だからあのように具体的な進捗管理でいくのかどうかかわからないのですけれども、そういうようなことも含めて、県としての豊岡メソッドの評価と、それと比べた県の計画についてどのような所感を持たれているのかお伺いしたいと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 今、神崎浩之委員から御紹介ありました

豊岡市での取り組み、豊岡メソッドについてでございますが、県としてもいろいろと研究をさせていただいております。

まず、住民の参画によりまして、ワークショップとかで意見を吸い上げながら目指す姿を設定して、そこにさまざまな主体が関わって取り組んでいるところがすばらしいと考えておりますし、これは少し具体の話になりますが、住民に身近な市町村だからできるところもやはりあるのかと率直に感じるところがあります。

それに対しまして、今回県で策定します次期男女共同参画プランの指標等についてであります。これらにつきましては、それぞれの施策の方向ごとに目指す姿、取り組み内容というのをしっかりと策定して盛り込みまして、目指す姿というのを達成度でしっかりとかるための目標として定めているところでございます。

そして、多岐にわたる計画ですので、それぞれの個別計画ですとかいわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプラン、そのようなところに関わる指標などをしっかりと網羅する形でまとめているため、若干印象としてもやっとなされているというようなことを抱かれるのかと認識しております。

○神崎浩之委員 私も高齢者の男女共同参画サポーターの一員でありまして、一関市の会議で先生をお呼びして勉強いたしました。基本理念の(4)、地域においてということなのです。地域の中でどうやって男女共同参画を進めていくかというのがこれからやはり大きな課題だと思うのです。十分ではないのだけれども、学校もやっているし、それからあとは会社でも、不十分だけれども、そういうような機運や教育する環境があるのですけれども、一方、地域はなかなかやはりそういう状況ではないところであります。例えば自治会の運営にしても、役員の年配の男性たちが集まって、女性はお茶くみだとか、そういうようなところをどうやって直していくのかということで、ここはやはり私も、この男女共同参画を地域でどうしていくのだと思う。学校はいい、それから会社はいい、地域というのはなかなかこういうように、それがやはりアンコンシャスバイアスの部分ではないかと思っているのですが、少し記載が少ないようなのですけれども、この辺どうやって取り組んでいくのかと思うので、お聞きいたします。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 記載が少ないかどうかというのは、済みません、具体的には少し模索させていただきますが、地域における男女共同参画を推進するためには、やはり県のみならず、あらゆる主体と連携を図っていく必要があると思います。特に地域においては、市町村との連携というのが必要だと思っております。現在同室におきましては、各市町村を回ってヒアリングを行っております。各市町村において男女共同参画を推進するための取り組み状況ですとか現状の課題、そのようなヒアリングを今しているところでございまして、そういったものをまとめて今後、施策を打っていきたいと考えておりますが、55ページに書いていますとおり、まず地域においては、市町村との連携と、あと我々がこれまで他の県に先んじて取り組んできた——神崎浩之委員もサポーターになっていただいておりますが——男女共同参画サポーターの活動というものが地

域で男女共同参画の推進の上で非常に重要だと感じております。

現在この男女共同参画サポーターについては、1,400 人近くを養成しているところですが、具体的に市町村、地域において活動している人が限られているという課題がありまして、そこをしっかりと活動の活性化、そして地域における男女共同参画を推進するための推進力になるためしっかりと取り組んでいきたいと考えておりまして、この計画に沿ってそのところを進めていきたいと考えています。

○**神崎浩之委員** 豊岡市は、先ほどお話しされたように、やはり住民でワークショップをつくって醸し出しているのも、そこには男女共同参画であったり、ジェンダーであったり、人権であったり、それから人口減少、女性が県外に出ていく、そのようなこととかを含めて、私も十何年前に寸劇の脚本をつくって、自治会の寸劇とか、お婿さんが洗濯物を干すとか干さないとかと、二つ寸劇をつくったのです。ですからやはり男女共同参画サポーターというのが地域に入っていって、そういう啓発というのが重要だと思っております。今後、そのような面で、今、ジェンダーばかり言っているのだけれども、もう少し柔らかいところの自治会の中での、地域の中での不平等というか、そのようなものをソフトに直していくとか、教育していくというのが重要だと思いますので、ぜひそういうことも取り組んでいただきたいと思います。答弁は要りませんので、終わります。

○**吉田敬子委員** 私からもいわて男女共同参画プランについてお伺いしたいと思います。

先ほど、今回大きく重点施策に置いたところの固定的な役割分担意識の解消とアンコンシャスバイアスの啓発が一層必要だという御説明もあったとおり、本当にそこが重要だと私も思っておりますので、今回そこが変更点の中でも重点施策として認知されたことは評価したいと思っておりますが、今回、例えばいただいている資料で主要指標一覧というのがありまして、県としての目標値だと思いますけれども、今回 64 ページに書かれている指標の中で、数は変わっているところがあるかと思っておりますけれども、指標の中身として変更したところがあればお示しいただければと思います。なければならないということで、願います。

○**木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長** 指標につきまして、今回新たに設置した指標というのが二つございます。まず一つが一つ目の柱——固定的な性別役割分担意識の解消とアンコンシャスバイアスの理解の促進で、吉田敬子委員御指摘のところでございます。ここにつきまして、次期プランの計画期間内に実施します令和 12 年度の意識調査を念頭に、令和 6 年度の現状値 73.6%が 80%になることを目指して取り組むこととしております。

もう一つが四つ目の柱の 3 になりますが、多様な性のあり方の尊重と性的マイノリティーに対する支援のところでございますが、ここについての指標、性的マイノリティーについて内容を知っている人の割合ということでございまして、令和 6 年度の意識調査の現状値 28.5%を計画期間内に 40%になることを目指すという指標を立てております。

○**吉田敬子委員** まず、固定的性別役割分担のところの目標値を新たに現状値 73.6%か

ら 80%に設定したことについて、さらに細かく取り上げさせていただきます。資料の 70 ページに現状値として世代別に 20 歳代が 82.6%、30 歳代 70%等々であるわけですが、これがそもそも実際の数値が結果として表れているのか。多分世代が上の方のほうがパーセンテージ的に低く出るとかと思ったのですが、意外に 30 代、40 代もそんなに変わらない数値が出ているわけです。参考指標にしたものがそもそもどういったところに声をかけてきたものなのか。少し疑問に感じているわけですが、そこは今すぐにはなかなか出てこないと思うのですが、今までの質疑の中で、どちらかというと世代的には上の方々の意識を変えていかなければいけないというのが、これまでの議論。そして今回、指標として設定していただいたことはいいと思いますけれども、重要施策、最重要課題が 3 年に 1 回の調査でいいのでしょうか。ジェンダーギャップを解消するのが最重要課題だと知事もおっしゃっていて、その施策の具体的なところとして 3 年に 1 回で調査していきますでは、正直全く数として見えてきません。先ほど神崎浩之委員から豊岡市の話がありましたけれども、本来ならばもう少し掲げる場合の声の集約の仕方、アンケートの仕方もどこからの声をしっかりと聞いた上で、目標値に設定し、具体的に住民の声を拾い上げ、反映されるようにつなげるべきであり、これでは調査の方法が少し緩いのではないかと思いますので、御所見をお伺いします。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 指標を立てること自体につきましては、必要との認識のもとに、どのような目標値を、年度ごとに立てて進捗を図るかというところで、現状しっかりと目標値を立てられるものとして、当部当室で行っている県民意識調査を指標の目標値に設定したところであります。やはり印象というか、概念的なものでは指標として成り立ちませんので、実際に計れるものとして何があるかを検討した結果、実際その調査結果を使うことにしたのでしたのですが、これは確かに 3 年に 1 回ということでスパンが空きます。この計画は、令和 12 年までですので、3 年後、次の次は令和 12 年の調査ということになりますので、少し間は空いてしまうのですが、2 回は確実にこの計画期間内にやるということになります。ただやればいい、その結果だけを見ればいいということではなくて、確かに吉田敬子委員御指摘のとおり調査に回答する人の割合ですとか年齢構成、それから地域別の偏り、そういったものが実は意識調査の課題にもなっております。その辺を次回の調査のときにはどのように平準化を図るか、しっかりと県民の意識としてはかれるかを検討することにしておりましたので、そのようところでの改善を含めながら、これが有効な目標値となるように取り組んでいきます。

○吉田敬子委員 32 ページ、現状・課題の丸の二つ目に、意識啓発を図って、さらに気づきや見直しを促していくことが必要だということが書かれているわけです。私がこれまで議論させていただいているのが、意識啓発を今ずっと一生懸命県でやっていただいている、正直限界があるのではないかとずっとお話しさせていただいて、県としてもさらにその見直しを促していくことが必要だということですので、見直しをしていただきたい。社会制度だとかそのようなものをもっと、啓発だけではない、中に踏み込んだ事業の展開

にしていただきたいと思います。今回考えて、ここに載ったプランなので、今後、来年度以降の事業計画になると思いますけれども、ぜひ啓発活動だけでなく、もっと踏み込んだワークショップなど、本当に実のある啓発というか、踏み込んだものにしていただきたいと思います。

例えば政策企画部のいわて未来づくり機構の管轄ではあるけれども、経済界の意識啓発をしっかり促していただきたいという意味で、一般質問で取り上げさせていただいたのですが、知事が商工会議所会頭に、会頭を長く行われているという経験を生かしていただいて、経済界もう少し頑張ってくれないかという一言でもあると、では何か会頭も考えなければというようにつなげていただきたいと思います。そして取り上げさせていただきました。

企業と関わりがある政策企画部は、人権だからということで環境生活部がリーダーシップを取っていくものだという認識でこちらにいつも何か投げるのですが、私はそうではないという話はしているのです。今のところこちらに投げられているものですが、経済界が変わらないと、環境生活部だけでは限界なのだとすることをぜひお示ししていただきつつ、来年度事業に盛り込んでいただきたいと思いますけれども、その件に関して御所見をいただければと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 今年度も県としましては、アンコンシャスバイアスへの気づき、そして見直し、広く言えばジェンダーギャップの解消に向けた取り組みということで、企業におきましてはやはり経済界や企業のトップ、経営者層がそういった性別に関するアンコンシャスバイアスに気づき、意識を変容していくことが極めて重要であるということで、多様な講演会、セミナーを積極的に開催して御参加いただき、理解を深めていただいているところです。このようなことを地道にやっていくことにより、今、経済団体や企業、それから市町村からアンコンシャスバイアスの解消に向けた講演会の開催要望が当室に多数寄せられているところであります。こうした機運の高まりを捉えまして、関係機関、団体と連携しながら対応していくこととしております。

また、いわて女性の活躍促進連携会議、各部会においても県内の建設企業の従業員、それから農林漁業従事者を対象としたアンコンシャスバイアスに関する講演会が開催されるなど、多様なあらゆる分野で取り組みが進んでおります。そのようなところを踏まえまして、今後、産業分野別のセミナーですとか企業単位でのワークショップ、そのようなものを具体的に踏み込んでやることを検討していきまして、若手の社員、地域の方々とともに考える検討事例を提供できるように考えていきたいと思います。

○吉田敬子委員 済みません、なかなか難しいところにいらっしゃるのは重々承知なので、ぜひ一緒に頑張っていきたいと思っておりますが、まだ少し続きます、済みません。男性の家庭生活への参画の部分も今回盛り込まれております。具体的に多様な子育て・介護支援サービスの充実が必要だということで、例えばプランの 57 ページに書いてあり、今県として家事・育児シェア、見える化していただいておりますが、私はやはり具体的な支援策をつくっていただきたいということで提言させていただいております。資料の中にも、

市町村に求めることとして、子育て支援サービスの整備ということですが、私も市町村が頑張っていれば、県がやらなくて済むと言ったら変なのですが、でも現状として一般質問で取り上げさせていただいたとおり、4市町ぐらいでしか、なかなかそのような家事、育児、子育てのサービスを行われているところがないという現状なのです。県として市町村の取り組みが進んでいるという実感はありますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 市町村として取り組みが進んでいるかということで受け止めさせていただきますが、子育て支援サービスということにつきましては、やはり少子化対策ということ、それから育児の充実ということで、各市町村においてそれぞれが知恵を絞ってやっていただいていると認識しております。

ただ、こちらの男女共同参画プラン——男女共同参画の観点からいきますと、やはりそこはそのようなサービスだけではなくて、男性の家事、育児参加の意識を高める、その上でシェアして、少しでもその辺が女性だけに負担が生じないようにするとか、そのようなところが必要だと思って、我々は取り組んでいるところでありまして、そのようなところを市町村とも連携してやっていく必要があると認識しているところです。

サービス自体につきましては、県で全県的にやるには、まだまだ研究が必要だというように認識しておりまして、特に今年度につきましては、家事代行サービスについては、事業者とともにいろいろと普及啓発と、あとお試しで取り組ませていただいております。子育て支援サービスにつきましても、家事、育児の観点から少し研究が必要だという認識でございますが、まずもって市町村での状況としては、それぞれ頑張っているところは認識しているというように答弁させていただきます。

○吉田敬子委員 男性の家庭生活への参画の部分の指標は参考指標なしということで、少しつくりづらかったのかとは思いますが、これはここだけ参考指標がなかったもので、少し残念だと思います。これからも家事、育児のマニュアル化をしつつ、引き続き検討していただきたいと思っております。

最後、少しこれは確認というか、気になるというか、教えていただきたいのですが、県——政策企画部でこどもモニター制度というものがあり、モニターとして百何人くらいは児童生徒がいます。保健福祉部の所管なのですが、児童虐待防止アクションプラン(2026～2030)の素案について、こどもモニターのアンケートを取っているわけです。例えば環境生活部の今回のいわて男女共同参画プランについては、特段こどもモニター制度を利用していないわけですが、これは何か部からの依頼、県のモニターに聞く必要はないというかそういうわけですか。せっかくそのような制度もある。プランは子供たちにも関わることで、そういったモニター制度を利用してほしかったところがあるのですが、お答えできるのであればお願いできればと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 まず、こどもモニター制度につきましては、県庁内全体で枠がございまして、そこに対して、ではどれについて意見を聞くか、そ

れぞれがやりたいものの要望を出して、それを政策企画部で調整するということになって
いますので、そこがまずあるということを御承知おきいただければと思います。

そして、今回の男女共同参画プランを含めまして、今日説明しました全てのプランにつ
きましては、パブリックコメントにより、いろいろと御意見をいただいているところ
でありまして、それでまず一つ意見を募っているところと、あとこどもモニター制度の関連
で、当室ではこどもモニターが感じるもやもやについて、実は今エントリーをしています。
ですので、プランに直接は関わらないのですけれども、こどもモニターが感じる性別に関
するそういったもやもやというものについて、易しい質問で聞いていきたいということで、
今進めているところであります。

○吉田敬子委員 せっかくできた制度なので、ただ枠から漏れていたということで、そ
こは少し続くように何とかしていただきたいと思いますが、ほかのアンケート調査の結果
ではすごく子供たちがしっかり回答していて、回答率も大人より高いのです。少し保健福
祉部関係のものを取り上げますけれども、大人だと 70 ぐらいが九十五、六%の回答率で、
本当にしっかり回答していると思っていて、やはりこれからの子供たちのためのプランに
なるわけですから、幅広くそういったものの活用を今後もしていただけたらと思い
ます。もやもやのところはぜひ期待しております。また今後お願いします。以上です。

○松本雄士委員 私から、食の安全安心の推進計画についてお伺いします。

食と農は一体不可分なので、農林水産部とは連携をしっかり取っていると思うのですけ
れども、これに係る農林水産部の関係では、岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する
基本的な計画とか、食と農林水産業の振興に関する条例などがあります。具体的には、推
進計画の 14 ページからでありますけれども、今回示された推進計画の施策の 1、4、7
が特に農林水産部との連携が不可欠なところになってまいります。14 ページには施策の
1 がありまして、安全安心な産地づくりで G A P が掲げられていますが、こちらでは J G
A P といって、ただ農林水産部の岩手県環境負荷低減事業活動に関する計画では国際 G A
P というようになっています。その辺の整合性はどうなっているのかお伺いいたします。

○阿部食の安全安心課長 J G A P と国際 G A P の整合性ということなのですが、J G
A P は農林水産省の仕組みということですが、済みません、国際基準のところを少
し承知しておりませんので、関係課に確認したいと思います。

○松本雄士委員 例えば同じ取り組みのところなので、次の施策の 4 も 7 も環境負荷の
取り組み。それは農林水産部も言っています。財源だけではなくて、人も我々すごく限ら
れているのです。それぞれがばらばらに違う方向を見てやると、結局何も成し遂げられな
くなる。本県のようなのはしっかり連携を密にして、突き抜けるところは突き抜ける。食
の安全安心というのは、当たり前のことですが、ここからしっかり地産地消に結び
つけて、農業振興とも連動してやっていくところに本当の意義があります。J G A P とグ
ローバル G A P では、評価項目も取得の値段も全然違います。実際現場ではどっちでやれ
ばいいのだということになりますし、しっかりやはりそういう連携は取っていただきたい

と思います。

次は施策の4が20ページにありますけれども、環境負荷の少ない産地づくりというのは、まさに農林水産部で出しております岩手県環境負荷低減の事業活動の促進に関する基本的な計画でうたっているところでもあります。そうであれば、食の安全安心推進計画の20ページには、環境負荷低減としっかり連動して行っていくと記載すべきだと考えますけれども、見解を伺います。

○阿部食の安全安心課長 いただきました御意見を踏まえまして、現在パブリックコメントも実施しておりますので、関係課と協議しまして、反映するような形で検討していきたいと思います。

○松本雄士委員 ぜひとも少し改めて、もう一回農林水産部との連携と、現在ある計画と見比べてやっていただきたい。農林水産部で所管する環境負荷低減は国の取り組みに基づいてやっていますし、あと食と農林水産の振興に関する条例の中で、まさに食育、地産地消のことが書かれています。しっかり資源をまとめて取り組みに注力していくことをお願いいたします。

特にお願いしたいのは、指標のところであります。41ページから指標の一覧がありますけれども、先ほど来言っている施策の1とか4の環境負荷低減、GAPというのは、農林水産部ではしっかりとGAPに取り組んでいくとしており、生産者数とか面積が目標としてあります。やはり産地づくりということであれば、それと同じ目標にさせていただきたいですし、あとは施策の7、食の安全安心で学校給食とか地産地消をやります。そのときに、41ページの指標はSNSの投稿閲覧数とか、そのような感じなのです。そうではなくて、43ページに参考指標としてありますけれども、施策の中では学給で県産食材をどれだけ使うのだ、県産食材の金額ベース、重量ベースというのがあります。これは、参考指標ではなくて、まさにこれを主要指標にして地産地消を促していくべきですし、食の安全安心推進計画の筆頭にも地域に根差した食育を進めますと明言しております。この主要指標の見直しについて、考え方をお伺いいたします。

○阿部食の安全安心課長 指標の見直しのところでございますけれども、特に県産、国産食材の利用割合といったところを参考指標とさせていただいておりますが、松本雄士委員御指摘のとおり主要指標とするところの検討もして進めてまいりたいと思いますので、お願いします。

○松本雄士委員 恐らくこれを主要指標にしますと、それに対する支援はとかと、また財源とか、そういう問題にはなると思うのですが、地域に根差した食育を進めるということですので、しっかり県産材を学校給食にどんどん流し込んでいくのだという取り組みを食の安全安心推進計画でも取り組んでいただきたいと思います。ぜひとも検討していただきたいと思います。

また、食と農林水産業の振興に関する条例では、農林水産部はその条例に基づくこのような政策、事業をやりましたと必ず年度でまとめて発信しております。食の安全安心推進

計画に基づく事業実施状況の報告は、今後、どう考えているのかお伺いいたします。

○阿部食の安全安心課長 農林水産部所管の条例の進捗状況も関係課から確認しつつ、食の安全安心推進計画との施策の整合性、そのようなところも確認していきたいと考えております。

○松本雄士委員 よろしくお伺いいたします。

次に、最後 1 点だけですが、第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画(2021～2030)について、再生エネルギーの導入推進に関してです。82 ページに太陽光、風力などいろいろありますけれども、地熱のところでもあります。本県は葛根田地熱発電所と八幡平松尾地熱発電所を大分有望視しておりまして、ここを国で国策として進めている——この前 N E D O——国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にお伺いして、いろいろ話を聞いたところではありますが——地熱発電を県としてももっと積極的に取り組んでいくところをもっと厚く書くべきかと考えるのですけれども、見解を伺います。

○千田特命参事兼グリーン社会推進課長 地熱発電につきましては、私どもとしても、とても有望な地域にいますと考えておりまして、期待はとてもしているところでございます。

超臨界地熱発電の関係についてですが、今現在、国でさまざま研究を進めているところでございます。まだ 2030 年度までの計画期間ということでございますので、松本雄士委員の御期待に沿うような厚く書くところまでは少し難しいかと思っております。ただ、今後の地熱発電の動向を私どもも注視していきながら、必要な支援等をしていきたいと考えております。

○松本雄士委員 ぜひとも今国策でそのような動向にあつて、注視してやっていくのだというあたりの記載をお願いできればと思います。以上、終わります。

○佐々木努委員 1 点だけ、いわて男女共同参画プランについてです。次期計画の中身については現計画を基本に、変えるべきところを変えるというような中身だと思いますし、おおむね了としたわけですが、先ほど神崎浩之委員からもお話があった男女共同参画サポーターについてです。先日私たちの議員連盟——岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会で、若い女性の方と懇談いたしまして——阿部若者女性協働推進室長、木村青少年・男女共同参画課長も出席していただいておりますけれども、その中で男女共同参画サポーターの資格を取ったけれども——何をすればいいのか役割が全く分からない、どのような機会に自分が活躍できるのか、資格を活用できるのか分からないという指摘がありました。

この計画の中には、男女共同参画サポーターという言葉がいっぱい出てきますし、主要指標の一つにもなっていますので、重要視しているのだということは理解するわけなのですが、例えば 62 ページに男女共同参画サポーターがあつて、男女共同参画サポーターを着実に養成し、その活動の機会の確保などに努めますというように、これは現計画にもありますし、次期計画にも載せてあるということであれば、ぜひサポーターの方々が活躍できる、活動できる、そのような場は、しっかりと県で確保する、つくることが必要

だと思います。我々の議員連盟からの要望だということも理解していただいて、次年度に向けて、計画に沿った形で行われるようにしていただきたいと思いますと思いますが、環境生活部長、いかがですか。

○中里環境生活部長 先ほども木村青少年・男女共同参画課長からお話がありましたとおり、男女共同参画サポーターにつきましては今 1,000 名を超える認定をしておりますし、男性のサポーターも神崎浩之委員をはじめ、増えているところでございます。やはりサポーターの方たちは地域での男女共同参画を推進する上で、非常に大事な役割を担っていただけるものと思っております。

そうした中で、今、お話ありましたとおり、県としてサポーターの方々がどのように活動すればいいのかとか、活動を支援するような取り組みが少し今、足りていないなということは感じておりまして、来年度に向けてさまざま検討を進めているところでございますので、活動が活発になるように取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋こうすけ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 なければ、これをもってただいまの内容に対する質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋こうすけ委員長 それでは、再開いたします。

次に、国土利用計画岩手県計画（第六次）（素案）についてほか 2 件について発言を許します。

○加藤環境担当技監兼環境保全課総括課長 国土利用計画岩手県計画（第六次）の素案について御説明いたします。

資料 5—1 をごらんください。まず、1 の策定の経緯でございます。本計画は、県土の利用に関する基本的事項を定め、総合的かつ長期的な県土利用に関する指針とするため、国土利用計画法第 7 条第 1 項の規定に基づき、おおむね 10 年ごとに計画を策定しているものでございます。

別紙をごらんください。3 ページでございます。国土利用計画は、県土利用の基本構想や農地、森林など、利用区分ごとの規模の目標、目標達成のために必要な措置を定めるものであり、国土利用計画法に基づき、国、県、市町村レベルで計画を策定することとされております。また、県には地域ごとの計画図や地域間の調整方針を定める土地利用基本計画の策定が義務づけられておりまして、これに即して個別法により、5 地域それぞれの土地利用の規制が行われるというスキームになっております。

1 ページにお戻りください。2 の策定の趣旨等についてですが、現計画の目標年次が令和 7 年であることから、第六次の全国計画を基本に現計画を見直すとともに、いわて県民

計画(2019～2028)等との整合性に配慮しながら、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進など、本県の独自性を加えまして、令和 17 年を目標年次とする第六次県計画を策定するものです。

次に、3の策定する計画の案の概要についてですが、(1)の県土利用の基本方針としては、エのデジタル技術の活用による県土利用・管理の効率化を図る県土利用・管理DXと、オの多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理を新たに追加しております。

(2)の目標を達成するための必要な措置については、本計画に掲げる持続可能で豊かな県土の形成に向けて、主なポイントをお示ししております。一つ目でございます。人口減少社会における効果的・効率的な県土管理についてでございますが、土地利用の最適化を図る観点から、低未利用土地や空き家等の有効活用、県土保全や農林業での規則的な利用に向けた農地、森林経営管理の集約、そしてこれらを効率的に行うデジタル技術の活用等。二つ目でございますけれども、健全な生態系の保全・再生による県土管理については、自然環境や生態系が持つ多様な機能を活用しながら、防災・減災や森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成等を新たに盛り込んでおります。

2ページをごらんください。4の策定のスケジュールでございますけれども、今後、パブリックコメント、市町村意見聴取等を実施しまして、内容を修正、整理した上で、県議会2月定例会において最終案を御報告したいと考えております。

次に、資料5―2、A3の紙資料をごらんください。ただいま御説明した内容を盛り込んだ素案の概要版ということになります。朱書きの部分は、今回新たに盛り込んだ内容でございます。左側の1章には、県土の状況及び課題、先ほど御説明した基本方針に加えて、地域類型別、利用区分別の県土利用の基本方向を記載しております。

右側の2章の目標面積については、基本年次の令和5年と比較して、令和17年の目標面積に大きな変化はございませんが、農地が若干の減少、道路及び宅地が若干の増加ということになっております。また、本県における地域別の概要といたしまして、広域振興圏ごとの特徴を踏まえた土地利用の方向性、規模の目標を記載しております。

その下の3章には、目標達成に必要な取り組みの方向性を8項目にわたり整理しているところでございます。

なお、素案の本文につきましては、資料5―3として添付しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で説明を終わります。

○古澤資源循環推進課総括課長 それでは、第四次岩手県循環型社会形成推進計画(素案)について御説明をいたします。

資料ナンバー6―1をごらんください。策定の経緯についてでございますが、平成23年3月に循環型社会形成推進基本法第10条に基づく循環型社会の形成を推進するための基本計画として、岩手県循環型社会形成推進計画を策定いたしました。以降5年ごとに新たな計画を策定し、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していると

ころでございます。

なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に基づく廃棄物処理計画及びごみ処理広域化計画としての位置づけをあわせ持つものでございます。

2の策定の趣旨等についてでございますが、現行計画の期間が令和7年度までであることから、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする新たな岩手県循環型社会形成推進計画を策定するものでございます。

次に、3の策定する計画の案の概要についてでございますが、本県の廃棄物の減量や適正処理、資源循環の推進に関する目標及び施策の方向等について定めようとするものでございます。目指す姿としましては、「循環経済への移行」で質の高い生活が持続するいわてを掲げ、施策としては三つの柱により取り組みを進めることなどについて記載しております。施策の内容につきましては、後ほど概要版で御説明させていただきます。

次に、4の策定のスケジュールでございますが、本計画の策定に当たりましては、岩手県環境審議会における議論を踏まえ、素案に反映させたところでございまして、現在実施中のパブリックコメントにていただいた御意見等を踏まえて内容を修正、整理した上で、2月県議会の常任委員会において御報告させていただきたいと考えております。

次に、お配りしておりますA3の資料ナンバー6-2の計画の概要をごらんください。左側から計画策定の趣旨、現状と課題、中央に目指す姿、基本的な考え方、右側に施策の展開について記載をしております。中央の上段にあるとおり、目指す姿を「循環経済への移行」で質の高い生活が持続するいわてとしまして、イメージ図として原料調達から廃棄までが一方向のリニアエコノミーから、リサイクル工程で付加価値を高め、全て循環サイクルに乗せるサーキュラーエコノミーへの移行を目指すことを表明しております。

資料の右側には、現状、課題と目指す姿から取り組むべき施策の柱立てを3本柱とし、それぞれ記載しております。一つ目の柱は、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進でありまして、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換として、3R推進キャラクター——エコロールの活用等による普及啓発、新たな環境ビジネスの創出支援等の施策を展開していきます。

二つ目の柱は、災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進でありまして、地域の実情に合ったごみ処理の推進体制の確保としてごみ処理広域化の推進、災害に備えた廃棄物処理体制の構築として災害廃棄物処理計画の策定、見直しの促進や研修等を通じた人材育成等の施策を展開してまいります。

三つ目の柱は、廃棄物の適正処理の推進でありまして、適正処理の推進に向けた産業廃棄物の監視体制の確保として、産廃Gメンによる監視指導やドローンの活用による監視、PCB廃棄物の期限内処理の推進等の施策を展開してまいります。

以上が素案の概要でございます。

なお、計画本文及び資料編を資料6-3として添付させていただきましたので、後ほど

ごらんいただければと思います。

続きまして、岩手県食品ロス削減推進計画の変更について御説明いたします。資料ナンバー7—1をごらんください。策定の経緯についてでございますが、令和元年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律第12条の規定によりまして、令和3年12月に令和3年度から12年度までを計画期間とする岩手県食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減に向けた施策を推進しているものでございます。

次に、2の変更の趣旨等についてでございますが、現行計画において計画の策定後5年程度が経過した時点をめどに計画の見直しを検討することとしており、社会情勢の変化や国の食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の変更を踏まえ、計画を見直しするものでございます。

次に、3の変更する計画案の概要についてでございますが、さらなる食品ロス削減に向けた取り組みを行うため、教育・学習の振興、普及啓発の強化、食品関連事業者の取り組みの促進、未利用食品の有効活用の促進等の観点から、具体的施策を見直すものでございます。

4の変更のスケジュールでございますが、本計画の変更に当たりましては、現在実施中のパブリックコメント等でいただいた御意見等を踏まえて内容を修正、整理した上で、2月県議会の常任委員会において御報告させていただきたいと考えております。

また、計画素案の概要についてでございます。お配りしているA4の資料7—2、1枚物でございますが、計画改訂素案の概要をごらん願います。中央に示している目指す姿における基本目標——県民みんなでトライ！なくそう食品ロス、それから主要指標である食品ロス発生量、消費者の認知度につきまして変更はございません。

変更箇所は、4の主な具体的施策に朱書き記載している項目でありまして、国の基本方針の変更内容を基に、取り組みの拡充または追加したものでございます。具体的には、食べ残し持ち帰り促進ガイドライン、あるいは食品期限表示の設定のためのガイドライン等、各種ガイドラインによる普及啓発になります。

なお、改訂素案の本文を添付させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上になります。

○高橋こうすけ委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○神崎浩之委員 まず、フードロスの関係でありますけれども、この資料の1ページの真ん中あたりに一般棄物処理に要する経費が年間約2兆円、岩手県では約162億円となっているのですが、このような数字は、県民1人当たり幾らなのだというようなことで啓発を図っていけばいいのではないかと意見を述べます。

それから、もう一つ、持ち帰りなのですけれども、やはりまだまだ我々お客さんのほうも、それから提供する、調理する方のほうも、持ち帰りについて少し抵抗があって、持っていっていいのかということと、それからやはり出すほうも、持っていってもらいたいの

かもraitakくないのかというのがあって、そのようなところをもう一回、コロナ禍も終わりましたので、積極的にパックを利用して、どうぞ、どうぞのような、前ありましたよね、箱みたいな物とか、そのようなものが必要ではないかと思っています。あと持ち帰られたときに食中毒になったときに、保健所から営業停止を食らうというようなことで、そういうことも、うちに帰ってから腹を壊したときに、どれがどれで、どれがどうなのかというようなことも、少しうまい形で整理できないと、やはり提供側もどんどん持っていつてく
ださいとはならないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○古澤資源循環推進課総括課長 今、神崎浩之委員がおっしゃったとおりのことだと思います。つまり食品ロスを進めていくためには、残ってしまったらそれを捨てないように、持って帰って食べていただくことがうまくできればいいのですけれども、さすがに食べ物でありますので、出す側としては安全に食べていただきたいということである一方、持って帰る人はもったいないのだけれども、本当に大丈夫なのかという、そのような出す側、消費する側、それぞれの思いであるとか、考えであるとかがあると思います。

そのようなところで、今日お示しした改訂素案の 14 ページのところになりますけれども、国で食べ残し持ち帰り促進ガイドラインをつくっております。この中で、食品ロス削減の観点から、ポイントとして事業者に求められる行動、それから消費者に求められる行動ということで、簡単に言うと事業者には容器の提供であるとか、衛生的な食品の判断であるとか注意事項というのをあわせて消費者に提示する、あるいは提供するという形ですし、消費者に求められる行動というのは、自己責任での持ち帰りですというあたり、おなかが痛くなってしまったので、店のせいだということではなくて、あくまで自己責任で、事業者、それから消費者、そこら辺をうまく調整するという形で、一応役割分担できるようなガイドラインになっていますので、このガイドラインを広く周知するよう取り組んでいきたいと考えております。

○神崎浩之委員 熊のことで申し訳ないのだけれども、警察官による駆除についてです。2 班体制で警察の部隊を整備したということで、話によると、例えば盛岡市とか花巻市に駐在しているという話もあるのですが、一関市はまだまだ雪が降らないし、暖かいので、果たしてそういう場所に待機されていて、警察官に頼みたいといった場合に行けるものなのかということで、場所です。それから、これから熊は冬眠に入るかもしれませんが、やはり暖かいので、警察官が全国から応援に来ていただいている部隊というのは、いつまでいてくれるのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○引屋敷自然保護課総括課長 神崎浩之委員の御質問のところ、警察活動の一環の上で、どうしても我々がわからない部分もございますので、わかる限りのところで少しお話をさせていただきます。

今回の警察官のツキノワグマの駆除という話でございます。市街地等で、人の生活圏で熊による人身被害が生じ、または生じるおそれがある事案を認知した際に、市町村による緊急銃猟等の駆除が行えるか不明である状況で、なおかつ猟友会員等の確保ができないな

どの事情がある場合に、警察が市町村長と調整をして出動すると伺っております。出動に当たりましては、地元市町村と調整を行うほか、実際の熊の駆除に当たりましては、地元をよく知っている猟友会等からの助言も受けて対応すると聞いておりますので、神崎浩之委員がお住まいの一関市を含め、迅速かつ適切な対応がされるものと考えております。

警察官によるツキノワグマの駆除につきましては、地元市町村、あと猟友会との連携はもとより、県におきましても情報共有を図って適正に対応してまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員 いずれ盛岡市にいてもらっても、時間がかかるのですということが一つあります。

それから、猟友会の方は、先ほど話があったように間違っただけに人に当たってしまうことを懸念して、やはり市街地では撃ちたくないのだそうです。幾ら責任はないと言われても、万が一人をあやめてしまったような場合はずっと心に残るということで、やりたくないと言っているのです。そんなことも含めて、警察にお世話になるしかないと思っているのですが、その辺の活動について今後、詰めていただきたいと思います。

それから、先ほど松本雄士委員が、猟友会に対する費用とか報酬はどうなっているのかということで、具体的な数字がなかったのですけれども、一般論として、市町村で上乗せ分もありますが、基本的に、例えば駆除した場合幾らなのということと、それから出動に対して費用支援はどのような積算なのか、まずそこを少しお聞きしたいのですけれども。

○引屋敷自然保護課総括課長 先ほど松本雄士委員からも御質問いただき答弁したところまでしかまだ我々もお話はできません。特に我々でやっております環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業につきましては県猟友会に委託しております。こちらの事業、ほかにも農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金では、先ほどもお話を申し上げたとおり1頭当たり8,000円で行われている市町村もございますし、そうでない市町村もございます。

我々の事業につきましては、これは県猟友会に委託している関係がございまして、そこから各猟友会を通じて渡っておりますが、これは猟友会の団体内の話になるということで、我々のところで、具体的に幾らとかは把握しておりません。このあたりは御了承いただければと思っております。

○神崎浩之委員 やはり1回8,000円といっても、1頭当たりなので、5人でやれば割る5とか、それとも1人幾らというようにところもあるでしょうし、それから弾も1発1,200円とか1,500円とかとかかかっているのです。だから、会社を休んでいてもいくらの費用支援があれば、どんどん対応するのだけれどもと言われております。ですから、これは国なのか、ある程度基準単価があって、さらにそれを市町村なり県で上乗せするとかという仕組みだとすごく分かりやすいのですけれども、どんどん花巻市などは進んでいくし、そうするとほかの地域はどうだということで、非常に大変だと思っております。

それから、法的なことも、銃刀法——銃砲刀剣類所持受取締法のことだとか、狩猟法

——鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律だとか、免許のお金だとか、訓練の鉄砲代だとか、いろいろかかりますので、そのようなこともこれから精査していつてください。答弁は求めません。

○はぎの幸弘委員 私からは、この際少し確認をしたいのですが、先般、少し担当は違うのですが、農林水産部の森林整備課から、ナラ枯れ被害の状況ということで資料提供されて、これを環境生活部の視点でどのような受け止めをしているか、少し確認させていただきたい。時間の都合もありますので、簡潔に聞きたいのですが、内容的には私の地元の遠野市はじめ花巻市とか、各地でナラ枯れの症状で枯損木がおおむね一、二本という程度のことで確認されているという報告だったのです。松くい虫のほうのイメージとしては、あれはわっと広がるのですけれども、一、二本ということが深刻なのかどうなのか、私は少し判断しかねているのですが、自然保護政策を所管する環境生活部としては、この点、この状況をまずどのように受けとめているか御確認いたします。

○吉田企画課長 はぎの幸弘委員から御質問のありましたナラ枯れの状況、被害木が1本から3本という状況でございますが、農林水産部に確認したところ、微害地という指定区分になるということをお伺っております。

○はぎの幸弘委員 それでは環境生活部としては全く関知しないということなのでしょうか。私としては、やはり広葉樹——これ後で聞こうかと思っていた——熊対策とも関係してくると思うのですけれども、その辺どのように受け止めて、何か対策というか、担当課との連携を取っているとか、そのような答弁を期待していたのですが、その辺はどうでしょうか。

○吉田企画課長 環境生活部としての連携体制についてでございますが、農林水産部において、県民に対してホームページなどでナラ枯れが疑われる樹木を発見した際は、最寄りの広域振興局、農林振興センター、そして市町村の林業担当課に連絡するよう、被害木の発見について協力を依頼しているところでございます。

現時点で当部と農林水産部との間で被害情報を共有することにはなっておりませんが、先ほど御説明いたしました岩手県環境基本計画の改訂素案においては、森林の多面的機能の維持、増進ですとか、多様な森林の整備、保安林の適正管理の推進といった取り組みを記載しておりまして、計画に掲げる施策の方向性にも影響を及ぼす事案であるものと認識しております。

このことから、今後の被害拡大の状況によっては、例えば鳥獣保護巡視員ですとか、自然公園保護管理員などの山林内で業務を行う関係者が被害木を発見した場合に、農林水産部に通報するなどの手法について、必要に応じて担当部局——農林水産部になりますが——とも相談してまいりたいと考えております。

○はぎの幸弘委員 わかりました。ただ私としては資料をいただいたときに、既に沿岸部がほとんど真っ赤なのです。今回の報告——もらった資料では青のぽつぽつの部分の報告だったと思うのですけれども、沿岸部のナラ枯れが顕著だということは、熊の餌とか、

そのようなものも含めて、やはり少なくなっているのかと思います。そうすれば、環境生活部にも影響してくるのではないかと、これほど真っ赤になる前に何かやっているのでないかと思っていたのですけれども、今後は連携を取るという今の御答弁ですから、過去のことを聞くのは少し申し訳ないのですけれども、こうなっている部分はこれまで把握されていなかったのか。何か環境生活部として、特に熊対策としての関連づけはなされていなかったのか、その辺はいかがでしょうか。

○吉田企画課長 ナラ枯れの状況についての情報共有というのは、特にこれまでは農林水産部と密に行ってきたということはございません。はぎの幸弘委員御指摘のとおり、熊対策等々にも今後、いろいろ影響もあるかと考えておりますので、今まで以上というか、農林水産部とともに、一応ナラ枯れに関する情報共有などを進めていくような形で検討したいと考えております。

○はぎの幸弘委員 最後にしますけれども、担当課同士の連携もそうですし、先ほど御答弁でもいただいた住民との情報共有というか、そういうものも連携しながらやっていただきたい。今前向きな御答弁をいただいたと受け止めましたが、定期的にそういった部分の中間報告、そういったものも我々にもぜひ情報を共有していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○吉田企画課長 情報共有ですとか、あとは地域住民への普及啓発についてでございますが、先ほども申し上げたとおり、農林水産部はナラ枯れについて県のホームページに掲載するほか、ナラ枯れの被害の特徴を分かりやすくまとめたパンフレットなどを作成しまして、被害木の早期発見への協力を呼びかけるとともに、市町村の広報などで周知する方法で、地域住民に普及啓発を行っていると同っております。

一方、当部におきましては、一般県民を対象とした環境学習セミナーでございますいわて環境塾の開催ですとか、現在いわて県民情報交流センターキオクシアアイーナに所在しまして、環境保全活動などを行っております環境学習交流センターなどの管理運営を行っております。これらの環境保全活動、あるいは環境学習事業において、ナラ枯れ被害対策などの森林環境保全に係るプログラムを組み入れることによって、いわゆる注意とか協力依頼とは異なった森林生態系保護の視点を取り入れたナラ枯れ被害の拡大防止の普及啓発についても可能であると考えております。

○はぎの幸弘委員 わかりました。いずれ環境基本計画とか、そういった部分にも全く無関係ではないと思いますから、ましてや今熊が何で今年になってこれほど急に出てきたのかというのは、餌が不足しているというのも、もしかするとナラ枯れとか、そのようないろいろな複雑な原因がもちろん考えられる中であっては、全く無関係でもないとは思っておりますので、ぜひ今後はそういった部分、本当に県民一体となって情報共有して、何とかなるべく駆除しないですみ分けをするという意味では、やはり森林環境保全というのを担当課のほうから強力に発信していただければと思っております。期待しております。

以上です。本当は質問にしたいのですけれども、所感を聞いて終わります。環境生活部

長の所感をお願いします。

○中里環境生活部長 森林環境の保全は、本当に熊の生態系にも大きな影響を及ぼすものだと思っております。熊が大量に出没した原因というのは、なかなかこれというものは明らかになっておりませんが、森林環境の保全は自然環境保全という意味で非常に大事でありますので、農林水産部と連携して取り組んでまいりたいと思います。

○高橋こうすけ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

お諮りいたします。明日再度委員会を開催し、審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

なお、明日は午前 10 時から開会いたしますので、当委員会室に御参集くださいますようお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。